占冠村
第３期障がい者計画・
第６期障がい福祉計画・
第２期障がい児福祉計画

令和3年3月
占冠村

目　　次

Ⅰ　総　論 1

第１章　計画策定にあたって 3
　１．計画策定の趣旨 3
　２．計画の位置付け 3
　３．対象とする障がい者（児） 4
　４．北海道計画における圏域設定 4
　５．計画の期間 4
　６．計画の策定体制 5
　７．障がいをめぐる主な制度改正等の状況 6

第２章　障がい者を取り巻く現状 7
　１．人口の動向 7
　２．障がい者の現状 8
　３．障がい者アンケート調査 12

第３章　計画の推進 21
　１．計画の周知・広報 21
　２．関係機関・圏域との連携 21
　３．計画の策定後の点検・推進体制 21

Ⅱ　第３期障がい者計画 23

第１章　障がい者計画の実施状況 25
　基本目標１　健康づくりと障がいの発生予防 25
　基本目標２　障がい者の自立と社会参加の実現 26
　基本目標３　地域における支援体制の整備 27
　基本目標４　だれもが暮らしやすいむらづくりの推進 28

第２章　計画の基本的な考え方 29
　１．計画の基本理念 29
　２．計画の基本的な考え方 29
　３．計画の基本目標 31
　４．施策の体系 32

第３章　各種施策の展開 33
　基本目標１　地域における生活支援の充実 33
　基本目標２　自立と社会参加の促進 39
　基本目標３　支え合う地域づくりの推進 45

Ⅲ　第６期障がい福祉計画・　第２期障がい児福祉計画 51

第１章　計画の基本的事項 53
１．障がい福祉サービスに関する基本的考え方 53
２．相談支援に関する基本的考え方 53
３．精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 54
４．障がい児支援の提供体制の確保 54

第２章　令和５年度の成果目標 55
１．福祉施設の入所者の地域生活への移行 55
２．精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 55
３．地域生活支援拠点が有する機能の充実 55
４．福祉施設から一般就労への移行等 56
５．障がい児支援の提供体制の整備等 57
６．地域の相談体制の充実・強化 57
７．障がい福祉サービスの質の向上のための取組 57

第３章　サービスの見込量と確保方策 59
１．障がい福祉サービスの見込量と確保方策 59
２．障がい児福祉サービスの見込量と確保方策 66
３．地域生活支援事業の見込量と確保方策 69

資料編 75
占冠村障がい者計画等策定委員会設置条例（平成 18 年占冠村条例第 17 号） 77
占冠村障がい者計画等策定委員会名簿 78
計画策定経過 78
障がい者計画（根拠法令） 79
障がい福祉計画（根拠法令） 80
障がい児福祉計画（根拠法令） 82

【本計画における「障害」「障がい」の表記について】

本計画では、法律名及び法律等で使用されている用語や、団体名などの固有の名称については「障害」と表記し、それ以外を原則として「障がい」と表記します。

Ⅰ　総　論

第１章　計画策定にあたって

１．計画策定の趣旨

当村では、障がいのある人もない人もだれもが地域で安心して暮らせるむらづくりをめざし、平成27年３月に「第２期占冠村障がい者計画」を策定し、「一人ひとりが尊重され、安心して暮らすことのできるむら」を基本理念として障がい者施策を総合的に推進してきました。

国では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成28年４月から施行されているほか、平成30年４月には障害者総合支援法及び児童福祉法の改正が行われ、新たな障がい福祉サービスの創設や障がい児に向けたサービス提供体制の充実が進められてきました。

また、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が令和２年４月に施行され、障がい者雇用に関する取組もさらに進められています。

このような中、「第２期占冠村障がい者計画」が令和２年度末で計画期間を終了することから、国による障がい者制度改革の動きを反映するとともに、個別施策の見直しを含めた「第３期占冠村障がい者計画」及び障がい福祉サービスに関する見込量とその確保方策を定める「第６期占冠村障がい福祉計画」「第２期占冠村障がい児福祉計画」を一体的に策定します。

２．計画の位置付け

「第３期占冠村障がい者計画」は、障がい者のための施策に関する基本的な事項について定めるもので、「障害者基本法」第11条に基づく「市町村障害者計画」として策定します。

「第６期占冠村障がい福祉計画」は、障がいのある方を対象とした障がい福祉サービス等の必要量や確保の方策等について定めるもので、「障害者総合支援法」第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として策定します。また、「第２期占冠村障がい児福祉計画」は、障がいのある子どもを対象とした障がい福祉サービス等の必要量や確保の方策等について定めるもので、「児童福祉法」第33条に基づく「市町村障害福祉計画」として「第３期占冠村障がい者計画」と一体的な計画として策定します。

■「障がい者計画」と「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の関係

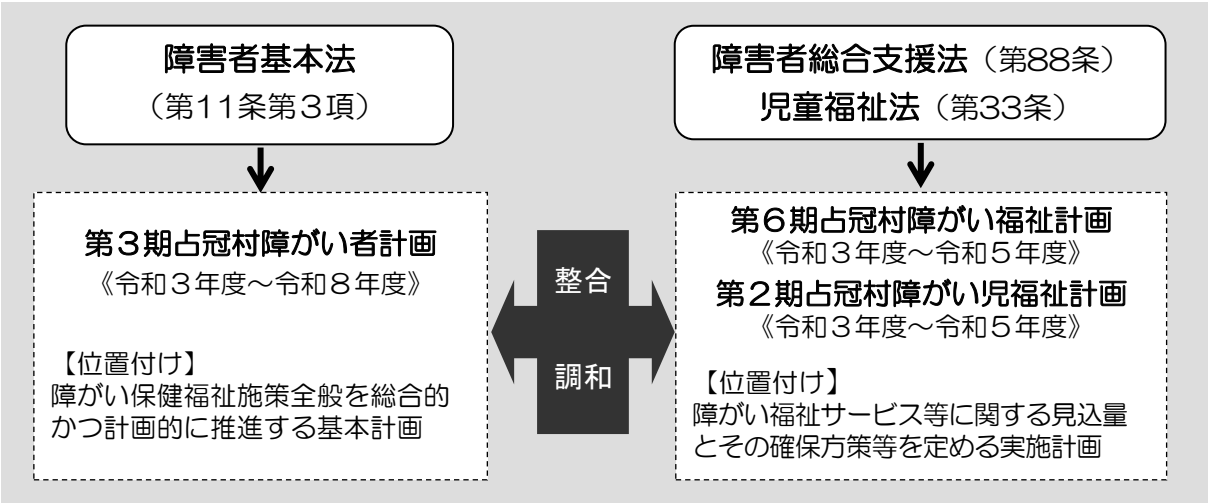

３．対象とする障がい者（児）

本計画における「障がい者」とは、障害者基本法に定義される身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいいます。

また、治療方法が確立していない疾病など政令で定める「難病」の人や発達に不安を抱える子どもについても本計画の対象者とします。

４．北海道計画における圏域設定

保健・福祉サービスには、居宅介護（ホームヘルプサービス）など市町村の区域で身近に利用されるものと、施設サービスなど複数の市町村にわたって広域的に利用されるもの、さらに、より高度・専門的なサービスなど全道的に利用されるものがあります。

保健・福祉サービスの提供体制は、これら３つの圏域（市町村圏域、広域圏域、全道域）の機能分担のもとで、重層的なネットワークを構築することが必要です。

道では、このうち、広域的に利用されるサービスの提供体制を整備するため、複数の市町村からなる圏域を「障がい保健福祉圏域」として設定しています。

なお、この圏域は、新・北海道保健医療福祉計画における第二次保健医療福祉圏域と同様、本道を21に区分しています。

占冠村は、「富良野障がい保健福祉圏域」に位置付けられています。

５．計画の期間

第３期占冠村障がい者計画の計画期間は、令和３年度から令和８年度までの６年間とします。また、第６期占冠村障がい福祉計画及び第２期障がい児福祉計画の計画期間は国が定める基本指針により令和３年度から令和５年度までの３年間とします。

■計画期間

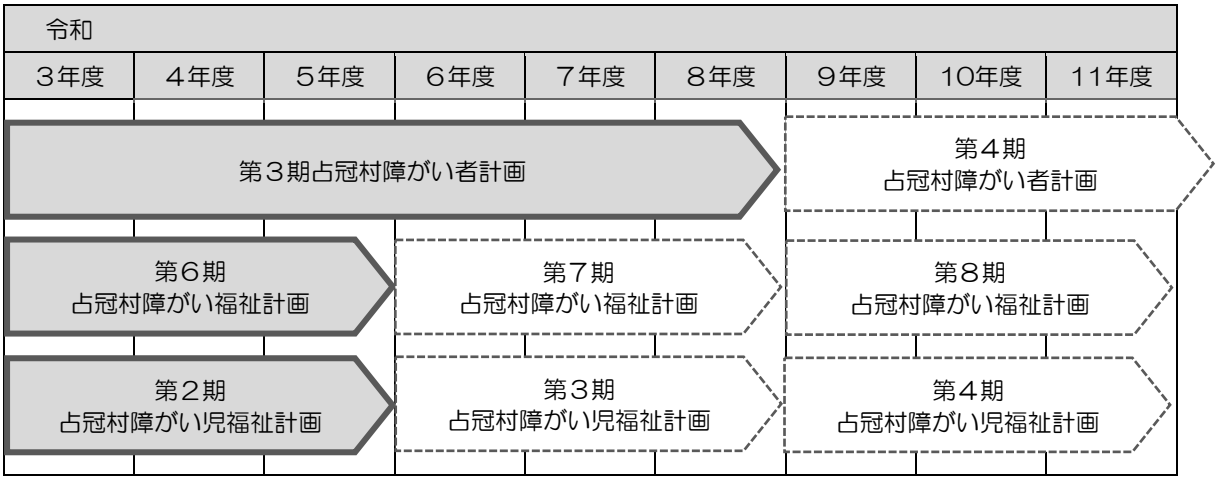

６．計画の策定体制

（１）占冠村障がい者計画等策定委員会の設置

計画の策定にあたっては、村民の意見を反映させるため学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者等の構成による占冠村障がい者計画等策定委員会を設置し、計画内容の審議を行います。

■計画策定体制のイメージ

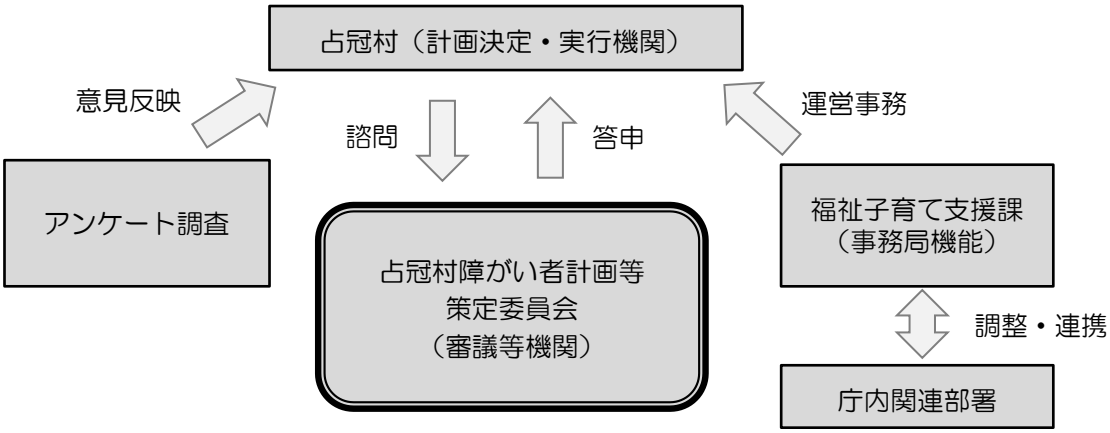

（２）アンケート調査の実施

障がいのある人に関する実態とニーズを把握するため、村内在住で障害者手帳又は自立支援医療（精神通院）受給者証の所持者を対象にアンケート調査を実施しました。

調査票の種類	１種（３障がい共通）
対　象　者	村内に在住で障害者手帳及び自立支援医療（精神通院）受給者証の所持者（令和２年６月１日現在）
調 査 方 法	配布・回収ともに郵送
調 査 期 間	令和２年６月～令和２年７月
配　布　数	57票
回収数（回収率）	41票（71.9%）

７．障がいをめぐる主な制度改正等の状況

国においては、国連で採択された「障害者権利条約」に署名したことから、その条約締結に向け、障害者基本法の改正（平成23年８月）、障害者総合支援法の成立（平成24年６月）、障害者差別解消法の成立及び障害者雇用促進法の改正（平成25年６月）など、障がい者のための様々な制度改革が行われました。

これら国内法の整備の充実がなされたことから、平成26年１月に「障害者権利条約」を批准し、以降は具体的に、障がい者の権利を保障する取組やサービスの拡充が進められてきました。

■近年の法改正の主な流れ

- 障害者権利条約の批准（平成26年１月批准）
- 障害者総合支援法の施行（平成26年４月全面施行）
  - ・応能負担の明確化
  - ・障がい者の定義及び障害支援区分の見直し
  - ・相談支援の充実
  - ・障がい児支援強化など
- 難病患者に対する医療等に関する法律（難病法）の施行（平成27年１月施行）
  - ・指定難病に対する医療費の助成
  - ・難病の医療に関する調査及び研究の推進
- 障害者差別解消法の施行（平成28年4月施行）
  - ・障がいを理由とする差別的取扱いの禁止
  - ・合理的配慮の提供
- 発達障害者支援法の一部を改正する法律（平成28年8月施行）
  - ・発達障害者支援地域協議会の設置
  - ・発達障害者支援センター等による支援に関する配慮
- 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（平成30年4月施行）
  - ・自立生活援助の創設
  - ・就労定着支援の創設
  - ・高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用
  - ・障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定）
  - ・医療的ケアを要する障がい児に対する支援（平成28年６月施行）
- 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和２年４月１日施行）
  - ・障害者雇用納付金制度に基づく特例給付金を支給する仕組みを創設
  - ・障害者の雇用の促進等に関する取組に関し、その実施状況が優良なものであること等の基準に適合する中小事業主を認定
  - ・障害者雇用率の算定対象となる障害者であるかどうかの確認方法を明確化

第２章　障がい者を取り巻く現状

１．人口の動向

当村の総人口は平成29年までは横ばい傾向にありましたが、平成30年から外国人労働者を中心に増加に転じ、令和２年は1,613人となっています。このうち令和２年の外国人は、年少人口（0～14歳）が４人、生産年齢人口（15～64歳）が512人、老年人口（65歳以上）が0人の状況です。

■総人口の推移（外国人を含む）

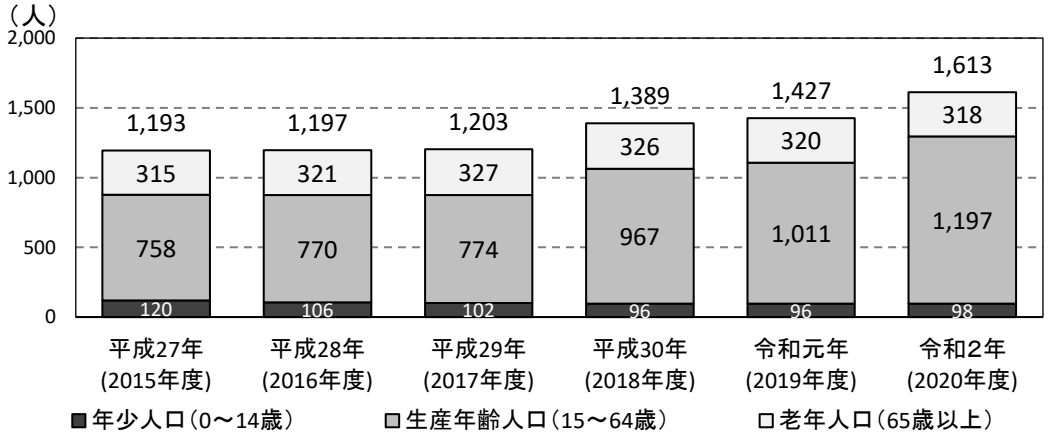

資料：令和元年まで／住民基本台帳（各年３月31日現在）、令和２年／住民基本台帳人に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査（北海道、１月１日現在）

■人口構成比の推移（外国人を含む）

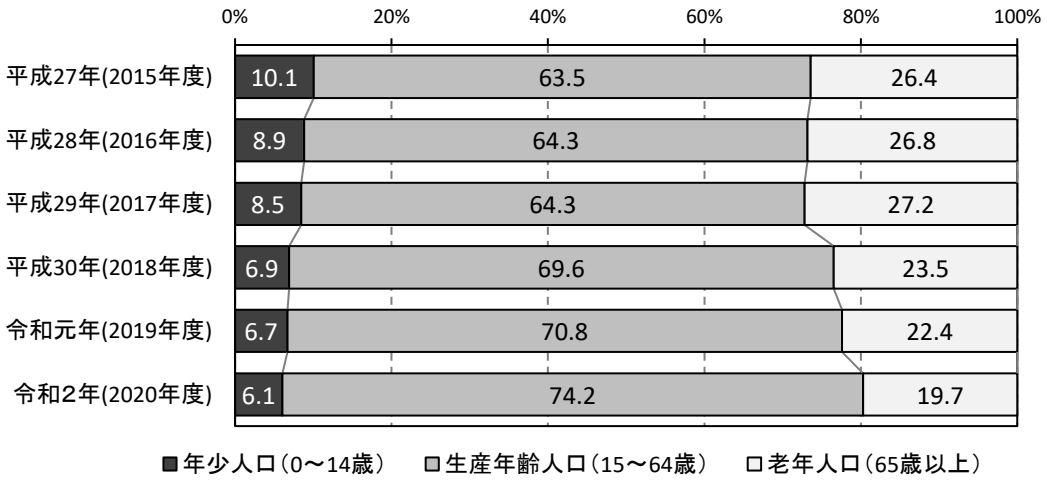

資料：令和元年まで／住民基本台帳（各年３月31日現在）、令和２年／住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査（北海道、１月１日現在）

２．障がい者の現状

（１）障がい者数の推移

障がい者数の合計は平成29年度までは横ばいに推移していましたが、平成30年度から減少傾向となっており、令和２年度は65人となっています。障がいの種類別にみると身体障がいが最も多く、全体の約7割を占めています。

■障がい者数の推移

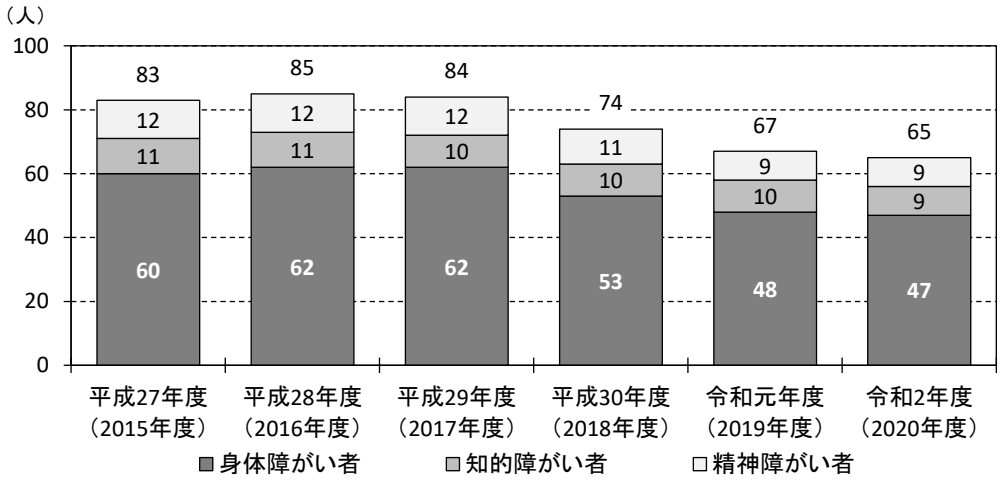

資料：占冠村福祉子育て支援課（各年４月１日現在）

（２）身体障がい者数の推移

①身体障害者手帳所持数の推移

身体障害者手帳所持数は平成30年度から減少しており、令和２年度は47人となっています。年齢階級別にみると65歳以上が多く、平成30年度から65歳未満は減少傾向となっています。

■身体障害者手帳所持者数の推移

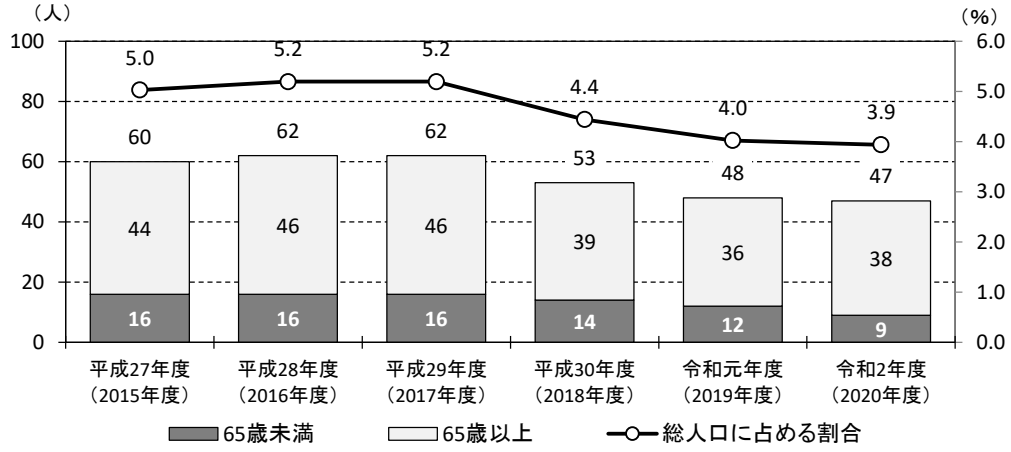

資料：占冠村福祉子育て支援課（各年４月１日現在）

②障がい部位別身体障害者手帳所持数の推移

身体障害者手帳所持数を障がい部位別でみると、「肢体不自由」が全体の約６割を占めており、次いで「内部障がい」が全体の３割弱の状況です。

■身体障害者手帳所持者数の推移（障がい部位別）

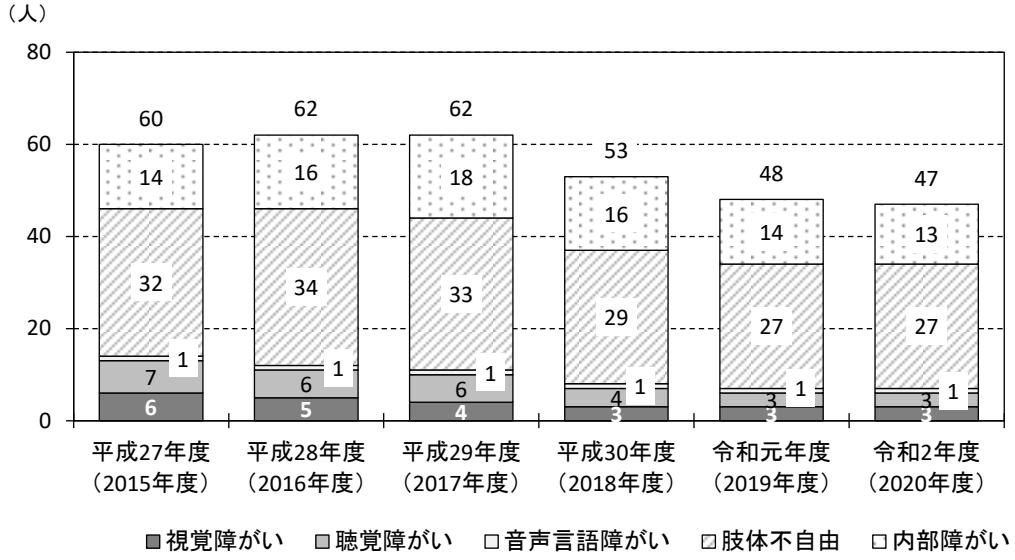

資料：占冠村福祉子育て支援課（各年４月１日現在）

③等級別身体障害者手帳所持数の推移

身体障害者手帳所持数を等級別にみると、「１級」が全体の約３割で最も多くなっていますが、平成30年度から減少傾向がみられる状況です。

■身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）

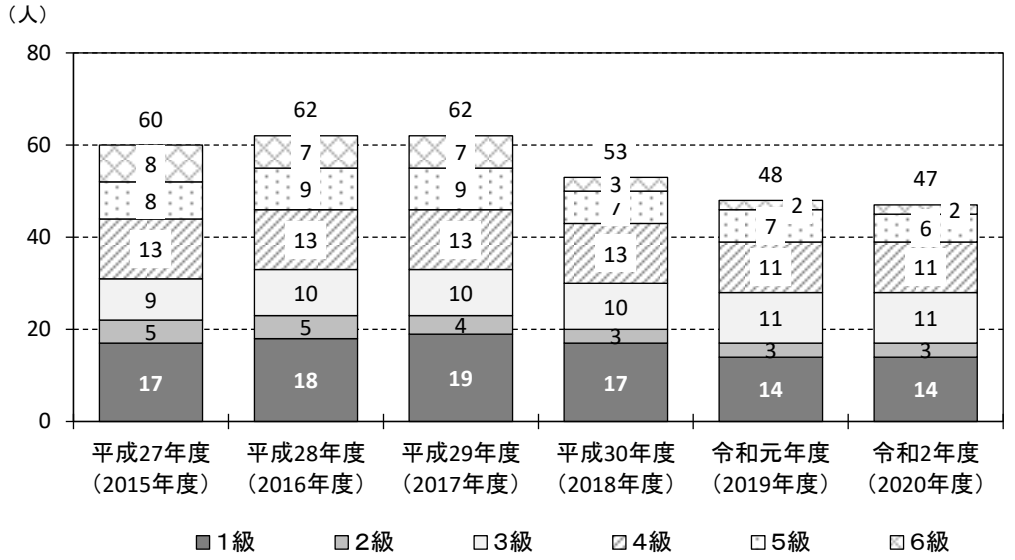

資料：占冠村福祉子育て支援課（各年４月１日現在）

（３）知的障がい者数の推移

①療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数は、平成27年度からゆるやかに減少しており、令和２年度は９人となっています。年齢階級別でみると、「18歳未満」が約３割、「18歳以上」が約７割の状況です。

■療育手帳所持者数の推移

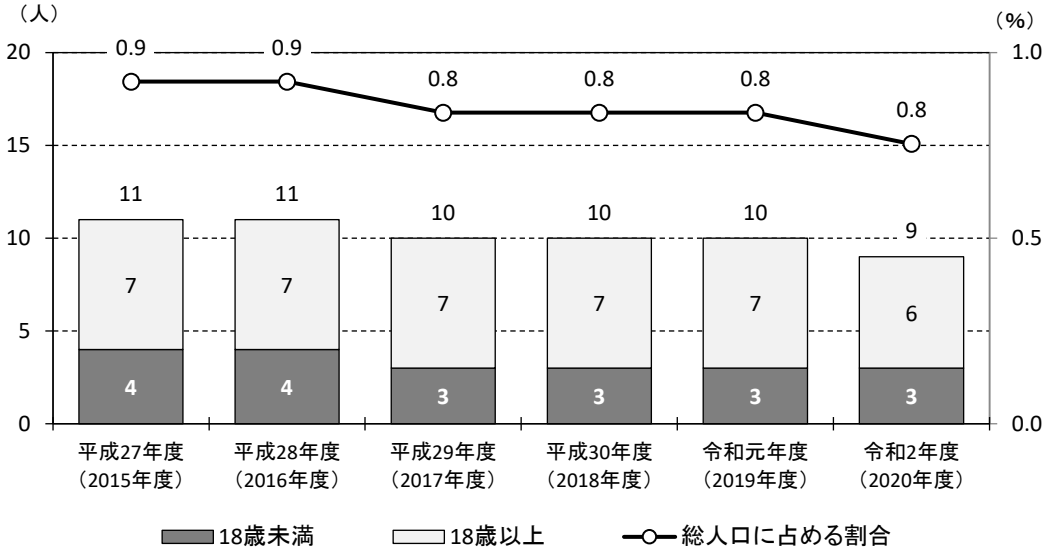

資料：占冠村福祉子育て支援課（各年４月１日現在）

②程度別療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数を障がい程度別にみると、Ｂ（軽度）が多く、全体の約８割を占めています。

■療育手帳所持者数の推移（程度別）

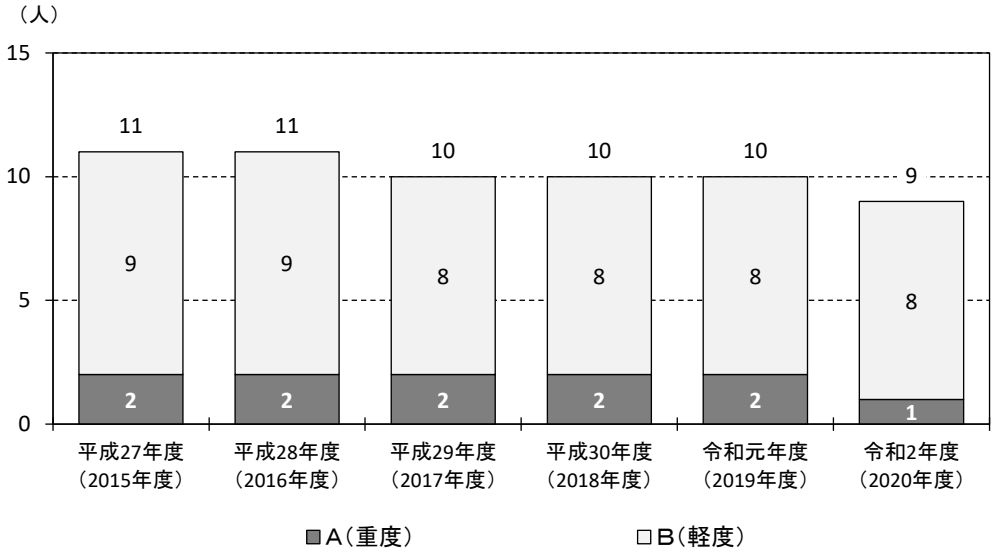

資料：占冠村福祉子育て支援課（各年４月１日現在）

（４）精神障がい者数の推移

①精神障がい者数と精神通院医療対象者の数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数と自立支援医療（精神通院医療）対象者を合計でみると、平成29年度まで横ばいに推移していましたが、平成30年度から減少傾向となっており、令和２年度は９人となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療（精神通院医療）対象者の推移

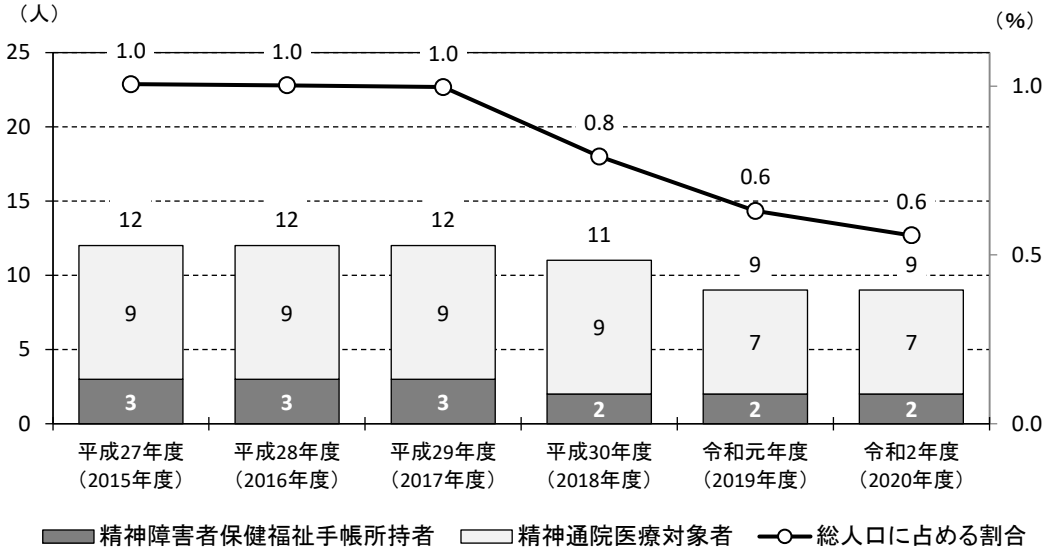

資料：占冠村福祉子育て支援課（各年４月１日現在）

３．障がい者アンケート調査

（１）調査の概要

①調査の目的

このアンケート調査は、今後の障がい者福祉施策とともに、障がい福祉サービス等の事業運営を検討するための基礎資料として、障害者手帳及び自立支援医療（精神通院）受給者証をお持ちの方からご意見をお聴かせいただくために実施しました。

②調査対象及び調査方法等

調査対象	身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療（精神通院）受給者証所持者の全員を対象として調査を実施。
調査期間	令和２年６月～令和２年７月
調査方法	郵送法（郵送による配布・回収）

③回収結果

調査票配布数	回収数	回収率
57 票	41 票	71.9%

④表記について

○グラフ図中の（n=xxx）は、設問の回答者総数（母数）を表します。

○設問には１つのみ答えるもの(シングルアンサー)と複数回答のもの(マルチアンサー)があり、マルチアンサーの設問では、表記の割合の合計は100%を超えることがあります。

○表記の割合は選択肢ごとに小数点第２位で四捨五入しているため、その割合の合計は100%にならないところがあります。

（２）調査結果（抜粋）

①一緒に暮らしている人

「ひとり暮らし」が39.0%で最も多く、次いで「配偶者（夫または妻）」（36.6%）、「子ども・孫（子ども、孫の配偶者をふくむ）」（12.2%）が続いています。

平成26年に実施された調査と比べると、「ひとり暮らし」が13.4ポイント多くなっています。

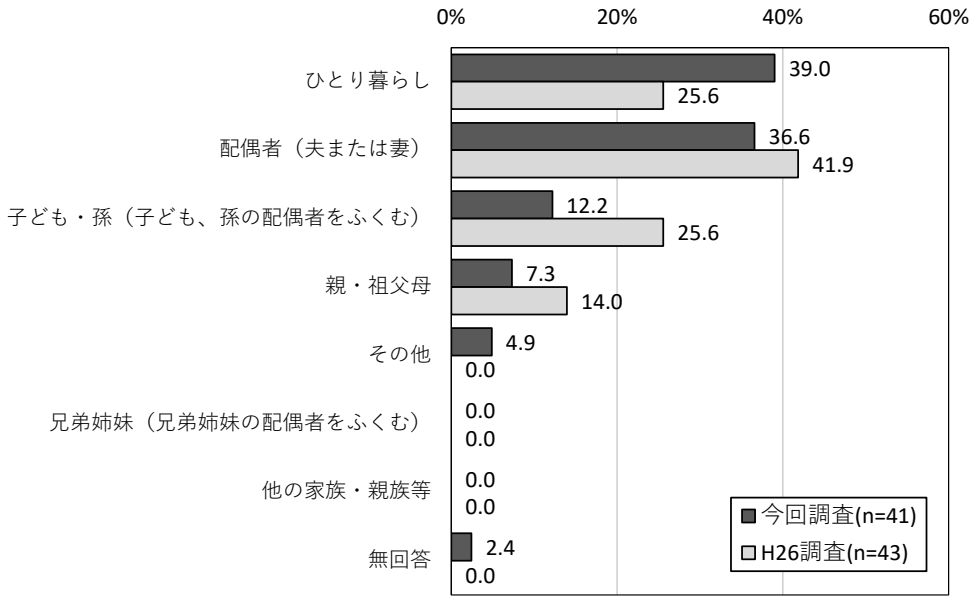

②将来に望む暮らし方

「自宅で暮らしたい」が68.3%で最も多く、「わからない」は17.1%、「自宅以外で暮らしたい」は12.2%となっています。

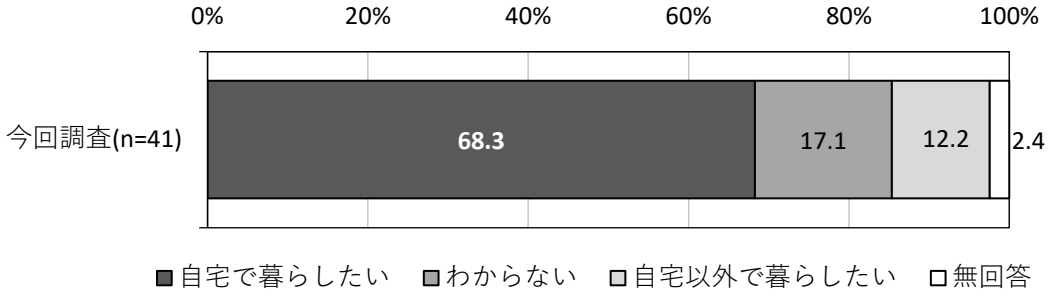

③現在の生活で困っていることや不安に思っていること

「自分の健康や体力に自信がない」が26.8%で最も多く、次いで「交通の便が悪く、移動が制限される」（19.5%）、「医療体制に不安がある」（17.1%）が続いています。

平成26年に実施された調査と比べると、今回調査は「交通の便が悪く、移動が制限される」が8.4ポイント少ない一方、「身の回りの支援をしてくれる人がいない」が9.9ポイント、「友人、相談相手がいない」が9.8ポイント、「風呂やトイレなど家の設備が不便」が7.6ポイント多くなっています。

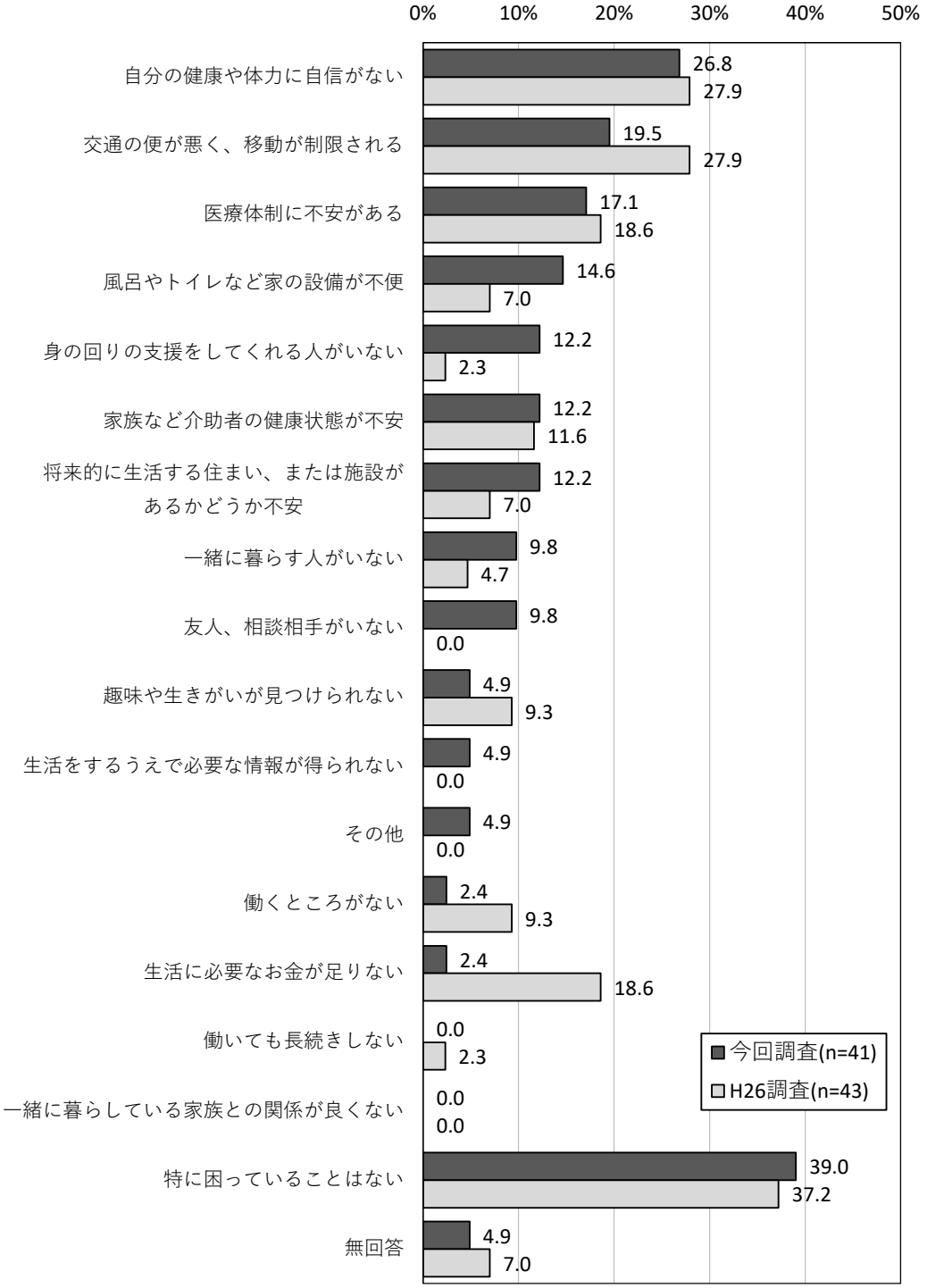

④困ったときの相談先

「家族、親戚」が68.3%を占めており、次いで「かかりつけの医師や看護師」（22.0%）、「友人、知り合い」（17.1%）が続いています。

平成26年に実施された調査と比べると、今回調査は「家族、親戚」が7.8ポイント、「かかりつけの医師や看護師」が8.0ポイント多くなっている一方、「友人、知り合い」が10.8ポイント、「役場の相談窓口」が15.7ポイント少なくなっています。

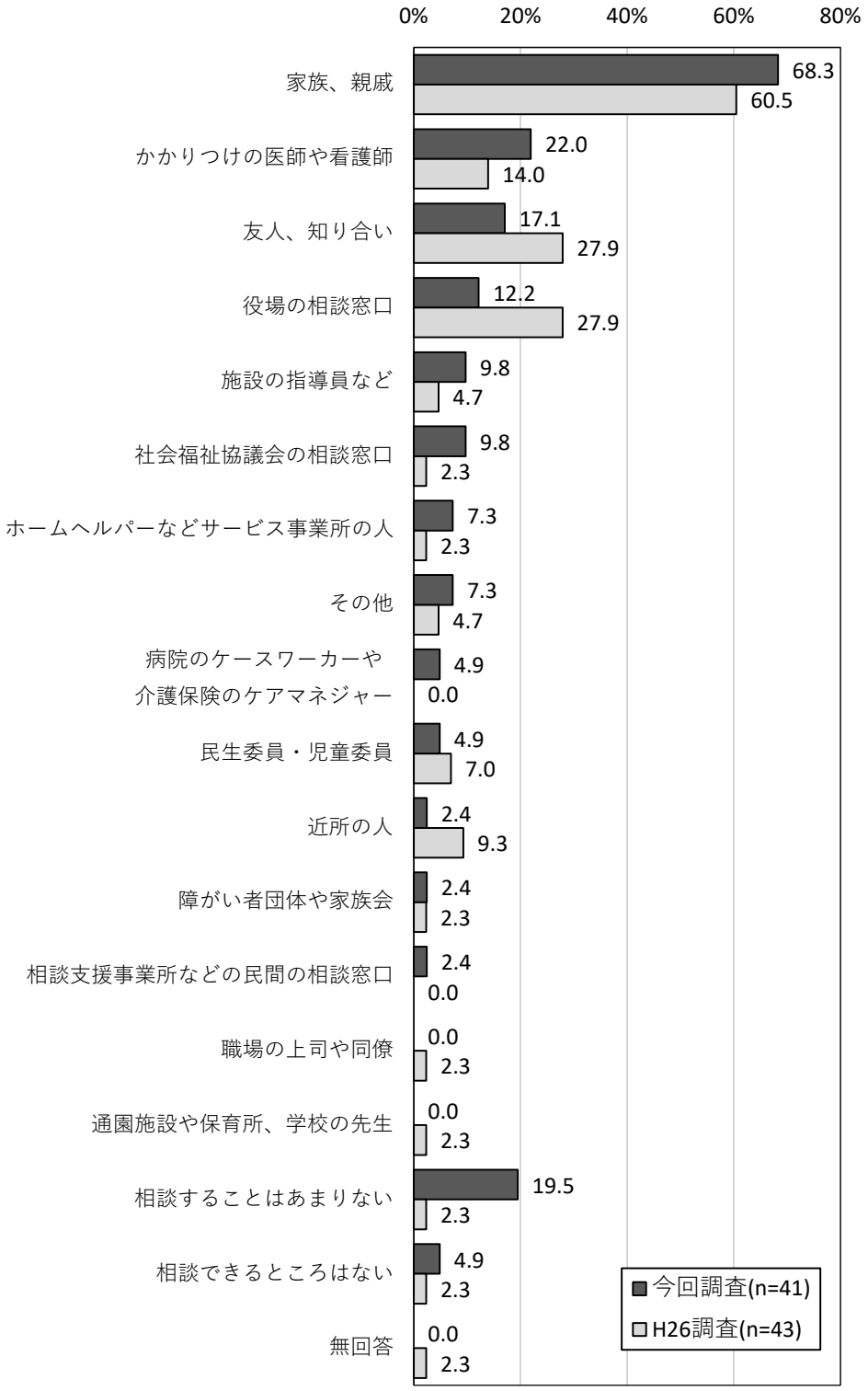

⑤外出のときに困ること

「特に困っていない」が56.1％で最も多くなっていますが、困ることの中では「交通費の負担が大きい」（12.2％）、「外出したいと思わない」（9.8％）が上位回答となっています。

平成26年に実施された調査と比べると、今回調査は「特に困っていない」が14.2ポイント増加している一方、「バスや鉄道、その他交通手段が利用しにくい」が16ポイント、「交通手段がない」が11.4ポイント、「休憩できる場所が少ない」が11.3ポイント減少しています。

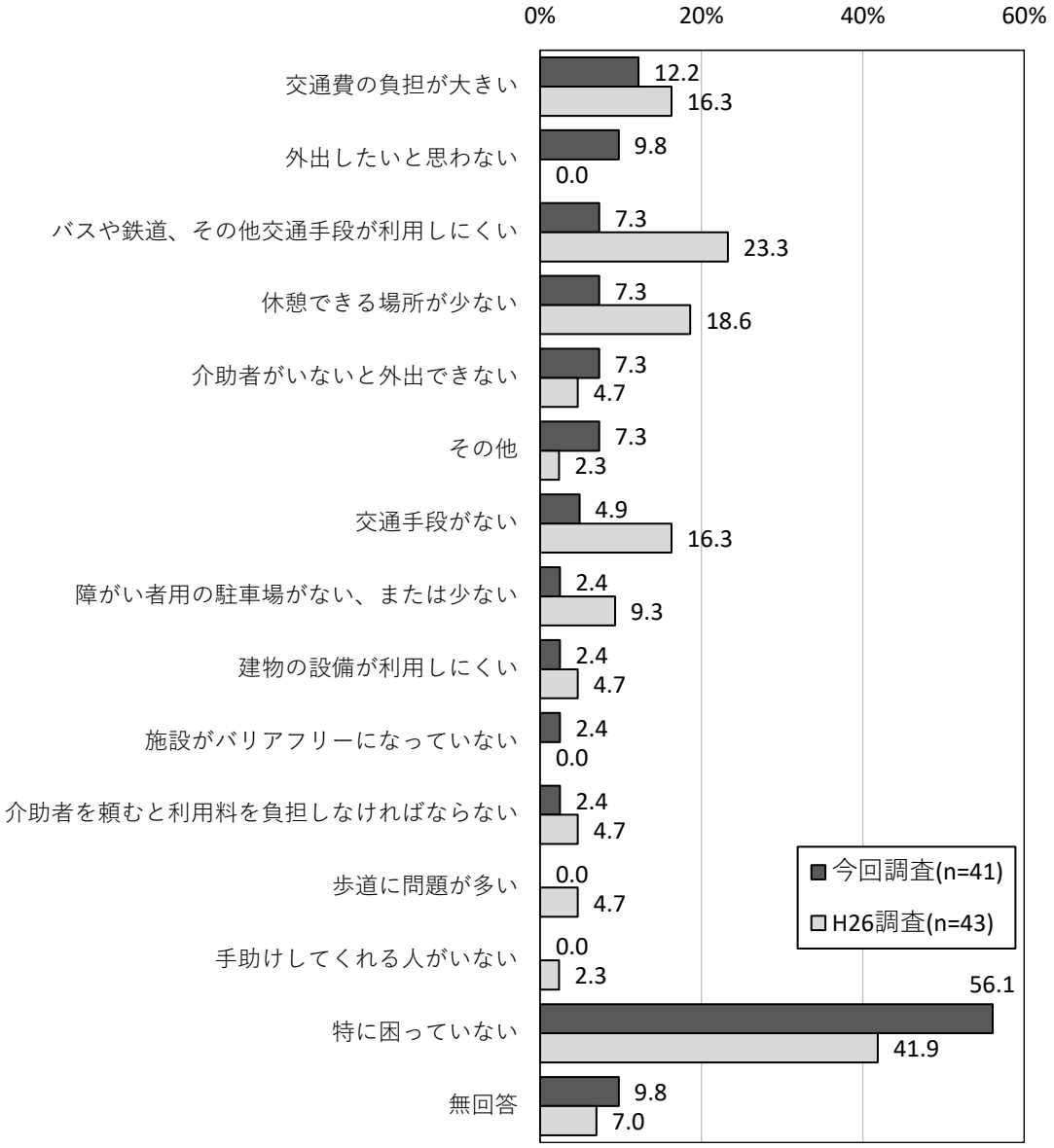

⑥障がいのある人が就労するために必要なこと

「就労条件（短時間労働など）が整っていること」「事業主や職場の仲間の理解があること」がともに34.1％で最も多く、次いで「障がいのある方に配慮した職場の施設・設備が整っていること」（29.3％）、「生活できる給料がもらえること」（26.8％）が続いています。

平成26年に実施された調査と比べると、今回調査は「企業などが積極的に障がいのある方を雇うこと」が17.5ポイント、「仕事をするための訓練・研修の機会が充実していること」が10.8ポイント、「事業主や職場の仲間の理解があること」が10.1ポイント少なくなっています。

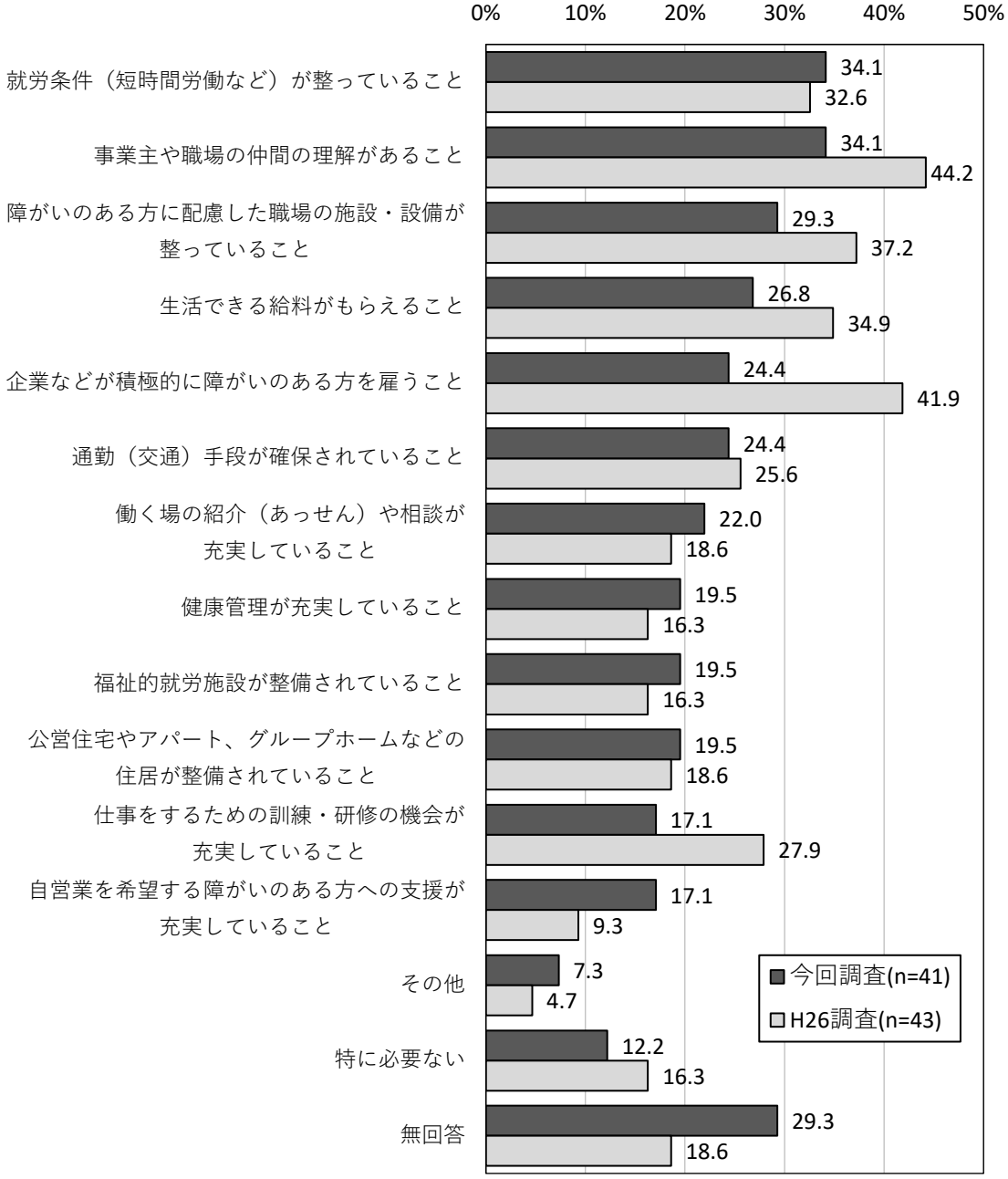

⑦災害が発生した場合に困ること

「自力での避難がむずかしい」が36.6%で最も多く、次いで「避難場所で必要な薬の確保や医療ケアなどが受けられるか不安」「避難所生活はむずかしい」（ともに31.7%）が続いています。

平成26年に実施された調査と比べると、今回調査は「特に困ることはない」が10.2ポイント少なく、他の選択肢はほぼ全てが多くなっており、特に「避難場所で必要な薬の確保や医療ケアなどが受けられるか不安」が15.4ポイント、「自力での避難がむずかしい」が13.3ポイント、「避難所生活はむずかしい」が10.8ポイント多い状況です。

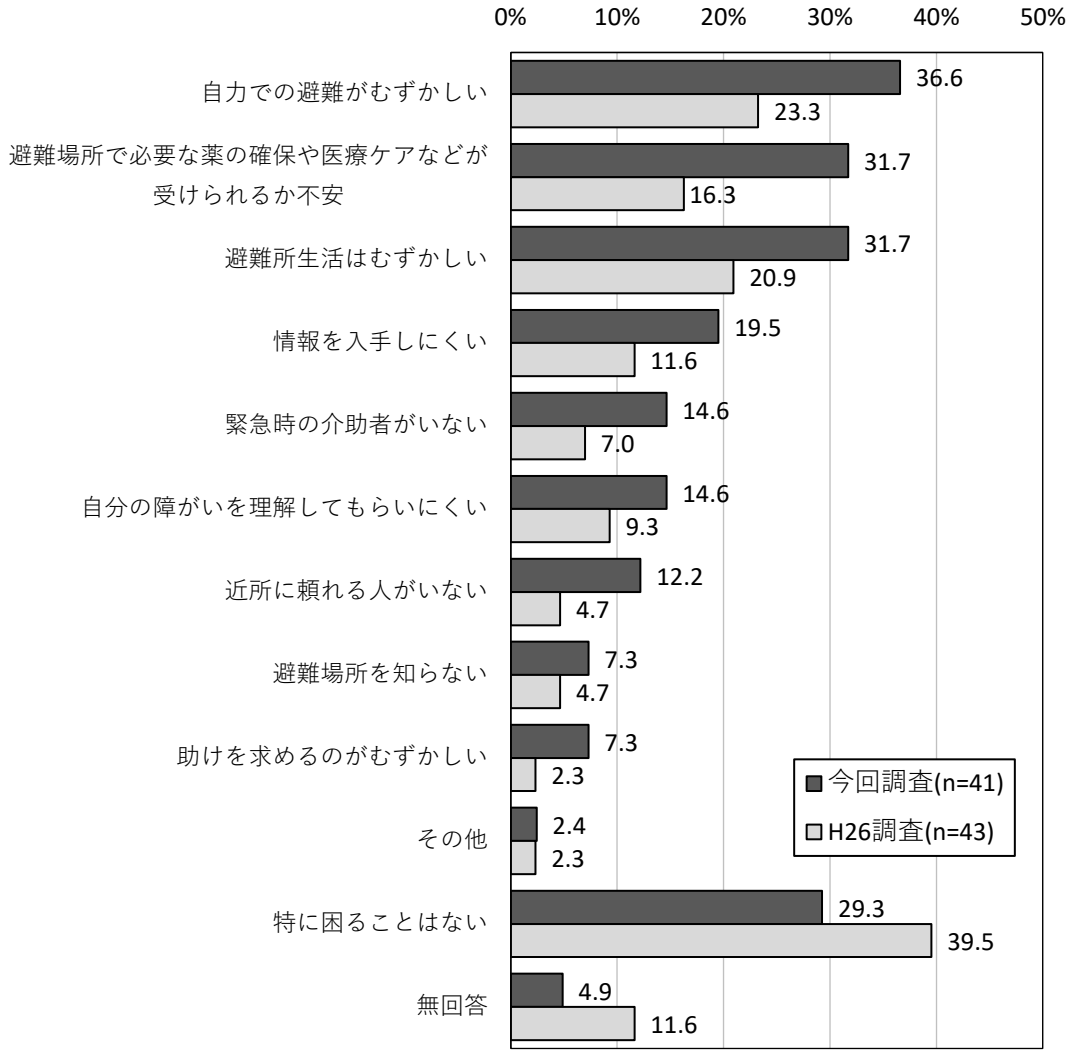

⑧社会的な差別を受けた経験の有無

「ない」が70.7%を占めていますが、「ある」（9.8%）と「少しある」（12.2%）の合計は22.0%で約５人に１人は社会的な差別を受けた経験がある状況です。

平成26年に実施された調査と比べても、今回調査には大きな差異はみられません。

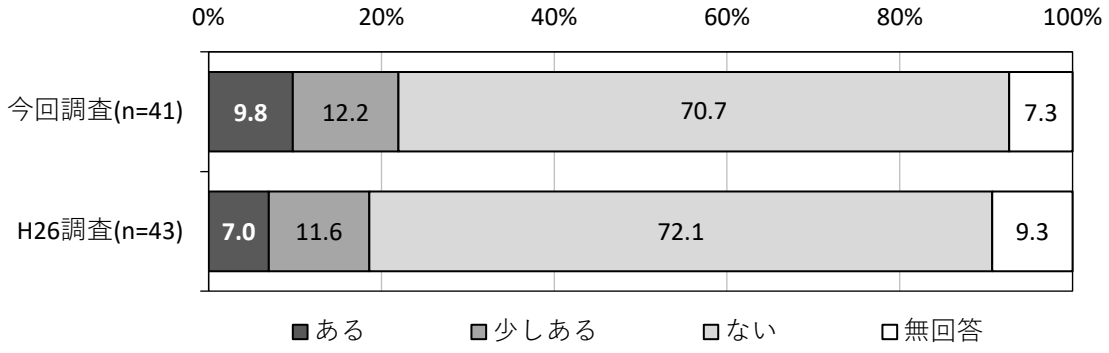

⑨成年後見制度の認知度

「内容も名前も知っている」が24.4%、「名前は聞いたことはある」が34.1%となっている一方、「名前も内容も知らない」が31.7%で成年後見制度の認知度は高いとはいえない状況です。

平成26年に実施された調査と比べると、今回調査は「名前も内容も知っている」が6.0ポイント、「名前は聞いたことがある」が5.4ポイント少なくなっており、成年後見制度の認知度は低くなっています。

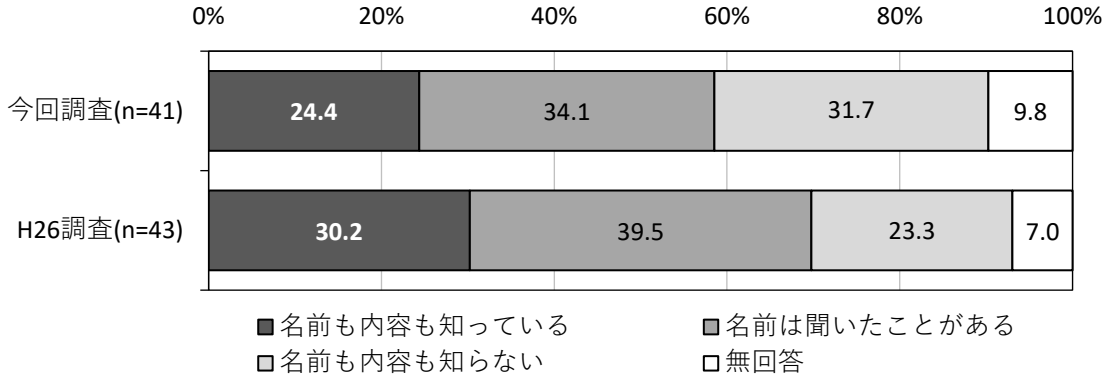

⑩障がいのある人がよりよく生活するために必要な支援

「福祉サービス利用の手続きを簡単にする」「災害のときにスムーズに避難できるように支援体制をすすめる」がともに26.8%で最も多く、次いで「在宅での生活がしやすいよう福祉サービスを充実する」が19.5%で続いています。

平成26年に実施された調査と比べると、今回調査は「福祉サービス利用の手続きを簡単にする」が17.5ポイント、「災害のときにスムーズに避難できるように支援体制をすすめる」が15.2ポイント、「在宅での生活がしやすいよう福祉サービスを充実する」が14.8ポイント多くなっています。

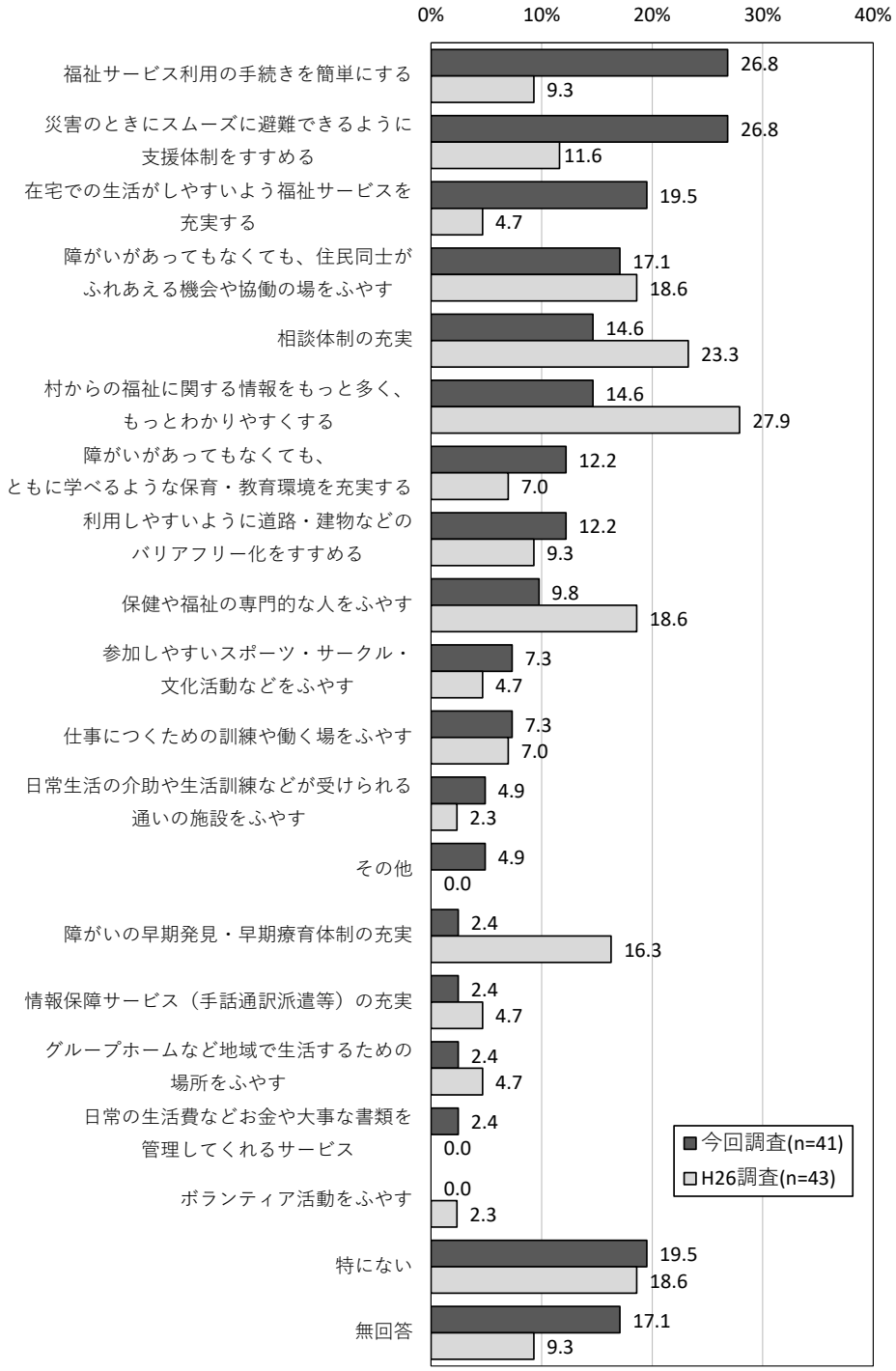

第３章　計画の推進

１．計画の周知・広報

住民、関係機関、行政等が一体となって障がい者施策を推進していくため、広報、行政区回覧等による周知を図り、本計画の普及を図るとともに、障がいや障がい者についての正しい理解を啓発していきます。

２．関係機関・圏域との連携

希望する地域生活の実現に向けて、富良野地域自立支援協議会を中心とする圏域間・市町村間の連携体制づくりを進めていきます。

障がい者福祉に関する分野は、保健・医療・福祉・教育・雇用・生活環境等様々な分野にわたっています。計画の着実かつ効果的な推進を図るため、福祉子育て支援課が中心となり、庁内の関係各課の連携を一層強化するとともに、医療機関、教育機関、関係機関等の相互協力のもと、本計画の推進を図ります。

３．計画の策定後の点検・推進体制

障害者総合支援法において、計画に定める事項について定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは計画を変更すること、その他の必要な措置を講じること（ＰＤＣＡサイクル）とされています。

当村においても、基本理念に基づく目標を達成し、障がい者の生活を総合的に支えるため、本計画の進捗状況の評価及び見直しを行い、必要に応じて対策を講じていきます。

Ⅱ　第３期障がい者計画

第１章　障がい者計画の実施状況

占冠村第２期障がい者計画において掲げた４つの基本目標、施策に対する実施状況は次のとおりです。

基本目標１　健康づくりと障がいの発生予防

各種保健事業による健康づくりの推進、障がいの予防と早期発見に努めるとともに、障がいを軽減し、障がい者の社会的な自立を促進するための施策を実施してきました。

施策分野	施策・事業	計画期間の主な実施状況
心身の健康づくり支援	保健事業の充実	○新生児訪問により母子の健康、育成、育成環境等の把握を行うとともに、支援が必要な家庭については、養育支援訪問事業として家庭訪問を実施しました。 ○出生数の減少により中央地区で年３回の実施となりましたが、乳幼児健康診査において病気や障がいの早期発見に努めてきました。 ○平成30年度より新生児聴覚検査助成事業を実施し、新生児期から聴覚スクリーニング検査を受けやすい仕組みづくりを行いました。 ○毎月１回、中央地区、トマム地区別に親子相談及び子育て広場「おひさまの会」を実施しました。 ○生活習慣病を予防するため、特定健康診査・特定保健指導及び個別相談等を実施しました。 ○「お元気さんくらぶ」など高齢者向けの介護予防教室を開催し、身体機能の低下による障がいの発生予防に努めてきました。
	心の健康づくり支援	○富良野保健所が行う「こころの健康相談」に関する住民周知を行いました。 ○占冠村自殺対策計画を策定し、講座など自殺予防対策を進めてきました。
健康づくりを支援する医療の充実	医療・リハビリテーションの充実	○障がい者が地域で適切な医療やリハビリテーションを受けられるよう、各医療機関等との連携を図ってきました。 ○重度心身障害者医療費助成事業により、医療費の自己負担分の助成を行ってきました。 ○自立支援医療制度による給付を行ってきました。利用人数は増加していませんが、一人ひとりの医療費が増加している状況です。

基本目標２　障がい者の自立と社会参加の実現

障がい児への療育・教育体制づくりや、障がい者の地域活動や雇用・就労に対する支援を実施してきました。

施策分野	施策・事業	計画期間の主な実施状況
療育・教育の充実	療育、教育相談、就学指導体制の充実	○富良野市こども通園センター「なかよし教室」及び児童発達支援センター「すくすく」の利用推進を図るとともに、富良野市こども通園センターに対して運営費用を負担してきました。 ○富良野市内の障がい児通所施設への通園に係る交通費を助成しました。 ○旭川児童相談所職員の来村による巡回児童相談を年１回実施しており、近年は対象児童が増加傾向にあります。 ○占冠村教育支援委員会を開催し、就学時健診の結果を共有するとともに児童の就学について検討を行ってきました。
	障がい児の個性と能力を尊重した教育の充実	○特別支援教育連絡協議会として総会を年１回開催し、関係機関の意見交換を行いました。
雇用・就労に対する支援	障がい者雇用の促進	○富良野地域生活支援センターに委託して富良野地域活動支援センター「リリー」を開設しており、就労への意欲を引き出すきっかけづくりを行ってきました。 ○障がい者雇用に関する制度周知（パンフレット等）を行ってきました。
	福祉的就労の促進	○村外に住所地を移動し、居住地特例により就労支援事業所が利用されている状況です。
地域社会への参加の促進	交流機会の充実	○地域活動支援センター「リリー」の利用に関する周知を行っていますが、利用者は減少傾向となっています。 ○占冠村身体障害者福祉協会の活動に対し、活動費等の支援を行ってきました。
	文化・芸術、スポーツ・レクリエーション活動支援	○占冠村身体障害者福祉協会に対し、障がい者スポーツ大会参加支援を行いました。

基本目標３　地域における支援体制の整備

障がい者が住み慣れた地域でいきいきと生活していけるよう、日常生活への支援を行うとともに、地域で障がい者を支援するための体制づくり、障がい施策に関する情報提供等を実施してきました。

施策分野	施策・事業	計画期間の主な実施状況
日常生活への支援の充実	在宅サービスの充実	○在宅福祉推進事業（配食サービス、除雪サービス、布団乾燥サービス、声かけ訪問サービス、ふれあい訪問サービス、移送サービス）を実施するとともに事業の周知に努めてきました。 ○地域生活支援事業（生活サポート事業、日中一時支援事業）を実施しました。 ○富良野圏域５市町村により地域生活支援拠点を整備しました。 ○地域の人材育成に向けて研修や資格取得に対する助成制度を設けていますが、研修機会の減少などを要因として利用実績はありませんでした。
	相談支援の充実	○相談支援事業の一次的窓口として福祉子育て支援課が担当し、その内容に応じて基幹相談支援センターなど関係機関と連携しながら相談者のニーズに応えてきました。 ○富良野地域自立支援協議会において、必要に応じて部会を開催し、困難な事案などについて協議を行いました。
	生活安定のための施策の充実	○各種福祉手当や減免・割引制度等の周知や申請支援を行ってきました。 ○補装具費の支給、日常生活用具給付事業を実施してきました。 ○成年後見制度利用支援事業を実施し、平成30年度に１人の利用実績がありました。
	移動支援	○村営バスや福祉ハイヤー乗車券の交付を実施しました。 ○じん臓機能障がい者通院交通費補助や在宅福祉推進事業として移送サービスを実施しており、３名の利用実績となっています。 ○社会福祉協議会を事業主体として公共交通空白地有償運送サービスを行ってきました。時期や時間帯によってはニーズが集中することもある状況です。
生活の場づくり	住まいの場の充実	○村外事業所の協力を得ながら、入所施設やグループホームの入所・入居支援に努めてきました。令和２年度の利用者はグループホーム４名、入所施設１名の見込みです。
	住宅の整備	○地域生活支援事業（日常生活用具給付事業）による住宅改修費の給付を実施しており、毎年２件の実績となっています。

施策分野	施策・事業	計画期間の主な実施状況
地域における福祉コミュニティの確立	ボランティア活動・地域福祉活動の活性化	○ボランティア団体や赤十字奉仕団などによりボランティア活動が行われてきました。 ○富良野圏域５市町村の共同により、手話奉仕員養成研修事業を実施していますが、当村としての実績はありませんでした。
	情報・コミュニケーションに対する支援	○障がい者福祉制度を掲載した「しむかっぷ便利手帳」を作成し、障がい者手帳交付時に配布しました。 ○障がい者地域生活支援事業（コミュニケーション支援事業）、手話通訳者広域派遣事業による手話通訳者の派遣を実施していますが、利用実績はありませんでした。

基本目標４　だれもが暮らしやすいむらづくりの推進

障がいの有無にかかわらずだれもが安心して自由に社会活動ができ、安全に暮らしていけるよう、総合的な福祉のむらづくりを推進してきました。

施策分野	施策・事業	計画期間の主な実施状況
心のバリアの解消	啓発・広報活動の推進	○障がい者福祉制度を掲載した「しむかっぷ便利手帳」を作成し、障がい者手帳交付時に配布しました。 ○村広報紙等を活用し、障がい者に係る制度等を周知してきました。 ○職員の専門的知識習得のため、各種研修等への積極的な参加に努めてきました。 ○役場窓口や人権擁護委員を中心に人権に関する相談支援を行ってきたほか、毎年６月１日に「特設人権相談所」を開設し、住民からの相談に無料で応じてきました。
	福祉教育の推進	○福祉に関する講演会や各種講座に関して周知を行いました。 ○占冠村社会福祉協議会主催の「ふれあい広場」に対して支援を行いました。
福祉のむらづくりの推進	建築物などのバリアフリー化の促進	○高齢者や障がい者の利便性を高めるため、公共施設におけるトイレの洋式化を計画的に進めてきましたが、多目的トイレの設置には至っていない状況です。
	防犯・防災体制の強化	○占冠村地域防災計画に基づき、障がい者や高齢者といった避難行動要支援者への情報伝達や避難方法を定めるとともに、避難行動要支援者の把握に努めてきました。 ○被害防止に係る情報提供を行うとともに、民生委員や保健師による訪問活動を通じ、防犯・防災啓発に努めてきました。

第２章　計画の基本的な考え方

１．計画の基本理念

障害者基本法では、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」という理念が掲げられています。

この考え方は、障がいのある方もない方もともに地域で生活する仲間として人権を尊重し、協働によるむらづくりを進めていく、という考え方につながっています。

障害者基本法が掲げる理念に基づき、当村は障がいのある方への差別や偏見がなく地域の中で安全に安心して暮らせるむら、そして障がいのある方が社会の一員として自立し社会参加することができるむらをめざしてきました。

今回策定する計画においてもこの考え方を踏襲し、障がいのある方もない方も地域で安心して暮らすことができ、その人らしく自立した生活ができるむらをめざして、本計画の基本理念を下記のとおり定めます。

【第３期障がい者計画の基本理念】

一人ひとりが尊重され、安心して暮らすことのできるむら

２．計画の基本的な考え方

当村に暮らす障がい者が、自己決定と自己選択により主体的に暮らしていくためには、必要となる様々な支援の充実とともに、地域の中での支え合いや、差別や権利の侵害を許さない地域づくりをさらに進めていく必要があります。

この計画は、上記の基本理念のもとに、障がい者の視点に立ち、ライフステージに応じた総合的な支援を地域全体で進めることができるよう、地域社会への働きかけや地域生活支援の充実、社会参加の支援や安全安心の取組など、幅広い施策に取り組みます。

この計画の基本的な考え方は、前計画を踏襲して次の４つとします。

（１）社会のバリアフリー化の推進

障がいの有無にかかわらず、村民の一人ひとりがその能力を最大限に発揮しながら、安全に安心した生活ができるよう、建物、移動、情報、制度、慣行、心理など、ソフト、ハード両面にわたる社会のバリアフリー化に向けた取組を推進します。

障がい者の暮らしづらさの解消、障がいや障がい者に対する理解の促進を図るとともに、住民やボランティア団体、企業等による取組を積極的に支援します。

（２）利用者への支援

障がい者の地域生活を支えるため、障がい者のニーズを把握し、適切な支援へとつなぐ、相談・利用援助体制の構築に努めます。

地域での自立した生活を支援することに重点を置き、一人ひとりのニーズや障がいの特性に対応し、ライフステージ※1の全段階を通じ、総合的かつ適切な支援を実施していきます。

（３）関係機関との連携した総合的かつ効果的な施策の推進

地域の実情に即した適切なサービス体制を構築するため、地域や近隣市町との連携・協力を図るとともに、福祉、教育、保健、医療、労働、生活環境、社会参加、雇用・就業等の関係行政機関相互の連携を強化します。

本計画では、従来の身体障がい、知的障がい、精神障がいだけでなく、発達障がいや高次脳機能障がい、政令で定める「難病」の人へのサービスの充実も求められており、「占冠村総合計画」「占冠村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「占冠村子ども・子育て支援事業計画」等との整合性を図りながら、総合的かつ効果的に施策を推進します。

（４）地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤整備

障がい者の地域生活移行や就労支援等の課題に対応するため、相談支援や障がい福祉サービスなどのサービス提供体制、人材の確保に努め、障がい者が安心して暮らせる地域づくりをめざします。

障がい者の生活を、地域全体で支えていくためにも、「協働型」のむらづくりの視点に立った、身近な地域におけるサービス拠点づくり、行政区での活動・ボランティア活動等によるインフォーマルサービス※2の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、基盤整備を進めます。

※1 ライフステージ
ライフステージ：幼児期、児童期、青年期、老年期等、人間の一生を段階的に区分したもの。

※2 インフォーマルサービス
公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援（フォーマルサービス）以外の支援のこと。具体的には、家族、近隣、友人、民生委員、ボランティア、非営利団体（NPO)などの制度に基づかない援助などが挙げられます。

３．計画の基本目標

計画の基本的な考え方を踏まえ、本計画の基本理念の実現に向けて、次の３つを基本目標として定めました。

基本目標１　地域における生活支援の充実

障がい者が住み慣れた地域でいきいきと生活できるよう、在宅サービスや移動支援などをはじめとした日常生活への支援に努めるとともに、地域における生活支援に向けた相談支援体制の充実を図ります。

また、母子保健事業、老人保健事業や精神保健対策への取組を積極的に進め、障がいの原因となる疾病等の予防・治療が可能なものについては、保健・医療サービスの適切な提供に努めます。

基本目標２　自立と社会参加の促進

障がいのある子ども一人ひとりの個性や能力を尊重し、その可能性を最大限に伸ばし生きる力を育んでいけるような療育・教育体制づくりに努めます。

障がい者の地域活動、文化・サークル活動等への参加、就労等は、社会参加と自己実現の機会として重要なものです。障がい者が個性と能力を十分発揮し、自立した生活を送ることができるよう、支援体制の充実に努めます。

基本目標３　支え合う地域づくりの推進

障がい者の自立と社会参加を拒んでいる物理的な障壁、制度的な障壁、意識上の障壁など、障がいを起因とした全てのバリアの解消に努めるとともに、障がいの有無にかかわらずだれもが安心して自由に社会活動ができ、安全に暮らしていけるよう、総合的な福祉のむらづくりを推進します。

また、住民の主体的なボランティア活動や地域福祉活動の活性化を図り、地域で障がい者を支援していくための体制づくりを進めるとともに、障がい者施策や障がい福祉サービス等に関する情報提供体制の充実に努めます。

４．施策の体系

基本理念	基本目標	主な施策・事業
一人ひとりが尊重され、安心して暮らすことのできるむら	基本目標１ 地域における生活支援の充実	（１）日常生活への支援の充実 ①相談支援・情報提供の充実 ②在宅サービスの充実 ③生活安定のための施策の充実 ④住環境の確保
		（２）保健・医療の充実 ①早期発見・予防対策の充実 ②医療・リハビリテーション体制の充実 ③精神保健活動の充実
	基本目標２ 自立と社会参加の促進	（１）療育・教育の充実 ①療育・発達支援体制の充実 ②障がい児教育の充実
		（２）雇用・就労に対する支援 ①障がい者雇用の促進 ②福祉的就労の促進
		（３）社会参加の促進 ①外出や移動への支援 ②スポーツ・文化活動等の推進 ③コミュニケーションへの支援
	基本目標３ 支え合う地域づくりの推進	（１）福祉意識の醸成 ①啓発・広報活動の推進 ②福祉活動の促進
		（２）権利擁護の推進 ①差別及び虐待防止の推進 ②制度の周知と利用促進
		（３）生活安全の確保 ①バリアフリー化の推進 ②防災・防犯対策等の推進

第３章　各種施策の展開

基本目標１　地域における生活支援の充実

（１）日常生活への支援の充実

現状と課題

障がい者が地域で安心して暮らしていくためには、日常生活で抱える様々な問題を身近に相談でき、必要な助言や支援を受けられる相談支援体制の整備が必要です。

当村では福祉子育て支援課が中心となって障がい者の相談受付窓口となっているほか、富良野圏域に設置されている基幹相談支援センターをはじめ関係機関との連携により障がい者が抱える様々な問題への対応を行っています。

村内には現時点では障がい福祉サービスを提供する事業所はありませんが、在宅で生活する障がい者を対象とした在宅福祉推進事業を実施し、配食サービスや除雪サービス等の生活支援を行っています。

生活支援の中では除雪サービスのニーズが高まっていますが、除雪を担う人材が不足している状況にあります。今後は除雪サービスに限らず、生活支援の担い手が不足することも考えられるため、これら人材の確保・育成が急務となっています。

障がい福祉サービスに関しては、富良野圏域で「地域生活支援拠点」を富良野圏域５市町村で整備し、居住支援、相談支援、緊急時の受け入れ対応などの機能を提供する体制ができています。

今後も一人ひとりのニーズや状況に応じた各種サービスが十分に受けられるよう、富良野圏域他市町をはじめとする村外自治体の協力を得ながら関係機関、サービス提供事業者等との連携を一層強化し、障がい者が地域の中で安心して生活を送ることができるよう支援をしていく必要があります。

①相談支援・情報提供の充実

【取組の方向】

○ 庁内における相談支援体制の構築を図るため、プライバシーの配慮を前提とした関係部署の連携を強化するとともに、担当職員のスキルアップに努めます。

○ より専門的な相談支援に対応するため、基幹相談支援センターをはじめとする関係機関等との連携を強化します。

○ 障がい者に対する総合的・継続的ケアが適切かつ円滑に行えるよう、人材の確保やケアマネジメントの仕組みづくり等、体制の充実を図ります。

○ 利用者のニーズにあったサービス等利用計画が作成されるよう、村外の指定特定相談支援事業所と連携し、相談支援の質の確保・向上に努めます。

○ 村外の福祉サービス事業者等の情報収集を推進するとともに、広報紙や「しむかっぷ便利手帳」などを活用した情報提供の充実に努めます。

【具体的な取組】

取組	内　　容	担当課
相談支援の充実	福祉子育て支援課が中心となって、障がい者の相談を受け付けるとともに、基幹相談支援センターや富良野圏域各相談支援事業所等との連携を図り、総合的・継続的な地域生活支援のための相談体制の充実を図ります。	福祉子育て支援課
ケアマネジメントの推進	障がい福祉サービス等事業所や関係機関等と連携し、サービスを利用する方に「サービス等利用計画」を作成するとともに、病院や施設から地域への移行についても住まいやサービス等の調整を行います。	福祉子育て支援課
村職員の資質向上	福祉・保健・医療に従事している職員等が専門的知識や技術を身につける学習や研修の機会へ参加し、障がいに対する正しい理解を深めます。	総務課 福祉子育て支援課
富良野地域自立支援協議会の開催	富良野圏域５市町村及び関係者で構成する「富良野地域自立支援協議会」を開催し、地域の課題把握と情報共有、困難事例の協議などを行います。	福祉子育て支援課
制度・サービスの周知	広報紙や「しむかっぷ便利手帳」などを活用し、障がい者が利用できる制度・サービスを周知します。	福祉子育て支援課

②在宅サービスの充実

【取組の方向】

○ ニーズに応じたサービスが受けられるよう、富良野圏域他市町と連携調整を図ります。

○ 地域生活支援事業を中心として、村独自サービスの充実に努めます。

○ 利用者本位の障がい福祉サービスが行えるよう、障がい福祉サービス事業所等との連携を強化し、情報の収集に努めます。

【具体的な取組】

取組	内　　容	担当課
在宅福祉推進事業	在宅で生活する障がい者を対象に、配食サービス、除雪サービス、布団乾燥サービス、声かけ訪問サービス、ふれあい訪問サービス、移送サービス等を実施します。	福祉子育て支援課
地域活動支援センター事業（地域生活支援事業）	村が富良野地域生活支援センターに委託し、富良野圏域５市町村共同で富良野地域活動支援センターを開設しています。創作活動や交流を通じて新たな楽しみや喜びを分かち合うことにより地域生活の充実を図ります。	福祉子育て支援課

取組	内　　容	担当課
生活サポート事業（地域生活支援事業）	介護給付支給決定者以外で支援がないと生活に支障がある方に対し、日常生活支援や家事援助を行います。	福祉子育て支援課
日中一時支援事業（地域生活支援事業）	家族の就労支援・一時休息を目的に障がい者の日中における活動の場を確保するため、委託により事業を行います。	福祉子育て支援課
人材の育成	各研修会などを通じて人材の育成に努めるとともに、必要に応じて財政援助措置を講じます。	福祉子育て支援課

③生活安定のための施策の充実

【取組の方向】

○ 各種手当の支給に関しては、障がい者の生活を援助し、経済的自立を図る上でも大切であるため、今後とも広報紙等を通じて啓発に努めます。

○ 各種制度の周知に努めます。

【具体的な取組】

取組	内　　容	担当課
各種年金・手当等の支給支援	当該者に対し、障害年金、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当等の支給を支援します。	住民課 福祉子育て支援課
日常生活用具給付事業（地域生活支援事業）	日常生活上の便宜を図るため、重度障がい者等に用具を給付・貸与します。	福祉子育て支援課
補装具費の支給	身体障がい者の失われた部位、障がいのある部分を補って必要な身体機能を代償・補完するための用具の支給・修理を行います。	福祉子育て支援課

④住環境の確保

【取組の方向】

○ 地域生活への移行促進や在宅生活をされている人の自立生活を維持するため、村外事業所の協力を得ながらグループホーム等居住系サービスの確保に努めます。

○ 公営住宅等長寿命化計画等に基づいて村営住宅等の建て替え、改修等を行うとともに、バリアフリー化やユニバーサルデザインを推進します。

【具体的な取組】

取組	内　　容	担当課
障がい者施設への入所・入居支援	障がい者施設やグループホームへの入所・入居に対して、本人の意向を尊重しながら、関係者との協議を通じて支援を行います。	福祉子育て支援課
居住サポート事業（地域生活支援事業）	村営住宅等への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な方の支援を行います。	福祉子育て支援課
要介護住宅改造費助成事業	介護を要する方が住み慣れた自宅で生活ができるよう、身体障害者手帳１・２級の交付を受け、介護を必要とする者に対し、住宅改造の経費を助成します。	福祉子育て支援課
村営住宅等の整備	公営住宅等長寿命化計画等に基づいて村営住宅等の建て替え・改修を推進します。	建設課
生活福祉資金貸付金制度の活用	他の貸付制度が利用できない低所得世帯や障がい者・高齢者世帯に対し、住宅を増改築、補修、改装するための資金貸付を行います。（窓口：占冠村社会福祉協議会）	福祉子育て支援課

（２）保健・医療の充実

現状と課題

健康は生活全体の基礎となるものであり、安心して充実した生活を送るためには、健康の保持・増進が大切です。

アンケート調査では、日常生活で困っていることとして、「自分の健康や体力に自信がない」が最も多くなっており、特に内部障がいや精神障がいのある方は、疾病や医療に関して課題を抱えていることが多いと考えられます。

当村では、妊婦の健康診査から高齢者の介護予防まで、あらゆるライフサイクルに沿った取組を推進し、障がいの要因となる疾病の予防とともに、障がいを早期に発見し対応できる体制の構築に努めてきました。

平成30年度には新生児聴覚検査助成事業を実施し、新生児期から聴覚スクリーニング検査を受診しやすい環境づくりも行っています。

今後も障がいの有無にかかわらず、全ての人が健やかに暮らし、疾病を抱えることになってもその人らしく生活できるよう、ライフサイクルに応じた保健・医療サービスを提供していくことが必要とされています。

①早期発見・予防対策の推進

【取組の方向】

○ 家庭訪問や親子相談、子育て広場等による相談体制を構築し、障がいの早期発見、早期療育を推進するとともに、切れ目のない支援を行う体制の整備に努めます。

○ 各種健診の未受診者の把握を行い、受診勧奨の強化を図るとともに、障がい者にも受診しやすい検診体制の整備、健康づくりに関する情報提供に努めます。また、健診後の保健指導等のフォロー体制を確立し、重症化の予防に努めます。

【具体的な取組】

取組	内　　容	担当課
家庭訪問	妊産婦や新生児・未熟児等に対して、障がいの原因となる疾病等を予防し、健康の保持増進を図るために、家庭訪問等の個別指導による保健指導を行います。	住民課
親子相談（乳幼児健康相談）	お子さんの発育や発達について確認したり、育児の悩みや心配ごとなどを相談できる親子相談（乳幼児健康相談）を中央、トマム地区別に毎月１回実施します。	住民課
子育て広場「おひさまの会」	親子の交流及び子育て世帯間の交流を図るため、０～３歳児とその保護者を対象に中央、トマム地区別に毎月１回実施しています。育児不安の解消と子どもの発達発育を促す効果があり、内容の充実に努めます。	住民課
乳幼児健康診査	生後間もない赤ちゃんの健康保持及び増進を図ることを目的とし、発育・栄養状態の確認、先天的な病気の有無・早期発見など、必要な項目を診査します。 中央地区で年３回実施しており、未受診者には健康相談や訪問で対応を行います。	住民課
聴覚スクリーニング	早期に聴覚障がいを発見し、適切な治療、療育ができるよう、乳幼児健診、乳幼児相談で聴覚検査を実施します。	住民課
新生児聴覚検査助成事業	新生児聴覚検査を受けた新生児の保護者を対象に、初回検査・確認検査それぞれ 5,000 円を上限として費用を助成します。	住民課
特定健康診査・特定保健指導	40歳から74歳の国民健康保険加入者、75歳以上の後期高齢者の住民に対し、健康診査及び保健指導を行います。生活習慣病からの障がい予防のため、受診率向上に努めます。	住民課
高齢者介護予防	「お元気さんくらぶ」など高齢者向けの介護予防教室を開催し、身体機能の低下による障がいの発生予防に努めます。	福祉子育て支援課

②医療・リハビリテーション体制の充実

【取組の方向】

○ 村内集会施設等の活用や医療機関等との連携を深め、障がい者一人ひとりの状況に応じた継続的なリハビリテーション体制の整備に努めます。

○ 障がい者に対する継続的かつ効果的な在宅医療の実現を図るため、保健所や医療福祉関係者等の連携により、訪問看護、障がい者の実情に応じたリハビリテーション等が適切に行える地域医療体制の整備に努めます。

【具体的取組】

取組	内　　容	担当課
医療機関との連携	村立診療所、歯科診療所及び富良野圏域医療機関との連携を図り、医療・リハビリテーション等に関する障がい者への支援を行います。	福祉子育て支援課
訪問リハビリテーション	リハビリテーション専門職による訪問リハビリテーションを月１回実施します。	福祉子育て支援課
重度心身障害者医療費助成事業	重度の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者に対して、医療費の自己負担に対しての助成を行い、経済的負担軽減を図ります。	福祉子育て支援課
自立支援医療（育成医療・更生医療）の給付	障がいの軽減、回復、治療などに要した費用の一部を公費負担する自立支援医療の円滑な実施に努めます。	福祉子育て支援課

③精神保健活動の充実

【取組の方向】

○ こころの健康づくりに関する周知・啓発を図ります。

○ 心の悩みを持った方に対する健康相談、自殺予防に関する取組を展開します。

【具体的な取組】

取組	内　　容	担当課
富良野圏域精神障がい者地域移行支援事業	北海道富良野保健所が富良野地域生活支援センターに事業を委託し、精神科病院に入院している者の社会復帰を支援するため、医療機関、社会復帰施設、行政機関等による地域生活移行支援協議会を設置しています。今後も情報交換や協議を行い、取組を進めます。	福祉子育て支援課
「こころの健康相談」の周知	精神保健相談として富良野保健所が毎月２回実施している「こころの健康相談」の村民への周知を図ります。	住民課
精神保健福祉対策の充実	占冠村自殺対策計画に基づき、こころの健康に関する知識の普及を図るとともに、村全体で自殺予防を図る体制づくりを推進します。	住民課

基本目標２　自立と社会参加の促進

（１）療育・教育の充実

現状と課題

障がいのある子どもの能力や可能性を最大限に伸ばすには、一人ひとりの個性や障がいの状態などに応じ、きめ細かな教育・療育を行うことが重要です。

当村では障害児通所支援サービス事業所が存在しないことから、富良野市への通所により療育支援や障害児通所支援を受けることになるため、通所に係る費用を助成しています。

また、障がいのある子どもの就学については、本人や保護者の意向を尊重することはもとより、個々の状態や障がいの特性に応じた教育が受けられるよう、占冠村教育支援委員会を設置し、各学校、教育委員会、その他関係機関と連携した支援に努めています。

近年は支援を必要とする児童・生徒の増加や障がい種類の多様化が全国的な傾向としてみられることから、関係機関との連携による専門的な対応などを含め、きめ細かな支援が今後も求められます。

①療育・発達支援体制の充実

【取組の方向】

○ 必要な療育や適切な支援を行うため、福祉子育て支援課、保育所、教育関係機関、医療機関、児童福祉施設、相談支援事業所等との連携を密にし、乳幼児期から学齢期へつなぐ支援に努めます。

○ 心身の発達の遅れが心配される子どもが療育を受けられるよう、こども通園センターの運営費負担を継続します。

○ 学校卒業後の進路について、保護者や関係機関等が連携し、企業や障がい者支援施設等の協力を得ながら、進路先の確保に努めます。

【具体的な取組】

取組	内　　容	担当課
こども通園センター（なかよし教室） 児童発達支援センター（すくすく）	心身の発達の遅れが心配される子どもが早期に適切な療育指導を受けられるよう、富良野市こども通園センター及び児童発達支援センターの利用を推進するとともに、富良野市こども通園センターの運営費に対し応分の負担を行います。	福祉子育て支援課
通所に係る交通費助成	富良野市こども通園センターのほか、富良野市内の障がい児通所施設への通所に係る交通費を助成します。	福祉子育て支援課

取組	内　　容	担当課
巡回児童相談	継続支援児や心身の遅れが心配され、相談が必要な児童に対して、旭川児童相談所による巡回児童相談を年１回実施します。	福祉子育て支援課
研修会等の開催・参加	正しい知識・指導力向上を図るため、研修会の開催や参加を推進します。	福祉子育て支援課 教育委員会

②障がい児教育の充実

【取組の方向】

○ 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を確立するとともに、特別支援学校や村特別支援教育連絡協議会と連携を図り、専門性の高い支援を行います。

○ 障がいに対して正しく理解するため、研修会等へ参加します。

【具体的な取組】

取組	内　　容	担当課
特別支援教育の推進	障がいに応じた特別支援学級を村内の各学校に設置し、適切な教育を行います。また、関係機関との連携により専門性の高い教育に努めます。	教育委員会
特別支援教育連絡協議会の開催	村内各学校及び関係機関で構成される特別支援教育連絡協議会を開催し、特別支援教育に関する情報共有及び意見交換を行います。	教育委員会
教育支援委員会の開催	村内小中学校の特別な支援が必要な児童、生徒などに対し、早期からの教育相談や支援、就学先の決定等について、調査及び審議を行うため、占冠村教育支援委員会を開催します。	教育委員会
発達障がいへの適切な対応	発達障がいに関する共通理解を深めるため、教育機関等との連携、障がい特性に応じた教育環境の整備に努めます。 また、発達障がいに関する地域の理解を得るため、保護者や村民に対する啓発に取り組みます。	福祉子育て支援課 教育委員会

（２）雇用・就労に対する支援

現状と課題

障がいのある方が地域で生きがいをもって生活を続けていくためには、障がい特性や個々のニーズに応じた働く場、活動の場が身近なところにあることが重要となります。

令和２年４月に障害者雇用促進法の一部が改正され、短時間労働に対応した雇用率制度の見直しなど、障がい者雇用の一層の促進を図る制度改正が行われたことも受けて、障がい者雇用促進のための施策にも、一層の充実が求められています。

アンケート調査では、障がい者が就労するために必要なこととして「就労条件（短時間労働など）が整っていること」「事業主や職場の仲間の理解があること」が上位回答となっており、障がいに対する理解促進や職場における合理的配慮の周知・啓発が今後も引き続き課題となります。

①障がい者雇用の促進

【取組の方向】

○ 村内事業所に対して障害者雇用率制度の周知を図るとともに、障がい者雇用の促進に向けて、障がいに対する理解促進や合理的配慮の周知啓発を推進します。

○ 就労支援事業所や関係機関との情報共有を密に行い、本人が希望するサービスを受けられるよう支援を行います。

○ 障がい者雇用の先導的役割を果たす意味からも、村として障がい者の雇用の推進に努めます。

【具体的な取組】

取組	内　　容	担当課
障がい者雇用の普及・啓発	事業者に対する情報提供を通じて、理解と協力を求め、障がいのある人の就労機会の発掘に努めます。また、役場において障がい者雇用を推進します。	福祉子育て支援課
関係機関との連携	公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター、障がい者支援施設等との連携を通じ、障がい者の要望を踏まえながら就労支援を行います。また、特別支援学校卒業者の就労についての支援も学校関係者との連携を図り、支援を行います。	福祉子育て支援課
就労支援体制の整備	一般就労を希望する障がい者に就労を促進するため、ハローワークや障がい者職業センター、地域生活支援センターなどの関係機関と連携し、総合的な就労支援を行う体制づくりに向けた検討を進めます。	福祉子育て支援課

②福祉的就労の促進

【取組の方向】

○ 関係機関との連携により、就労移行支援、就労継続支援事業等を活用した福祉的就労の支援を推進します。

○ 令和元年度に定めた「障がい者就労施設等からの物品等調達方針」に基づき、障がい者就労継続支援事業所等への発注に努めます。

【具体的な取組】

取組	内　　容	担当課
福祉的就労環境の充実	広域的対応により、一般企業等での就労を希望する人や通常の事務所で雇用されることが困難な人に就労機会や訓練機会を提供する場の確保に努めます。	福祉子育て支援課
障がい者就労施設等からの物品等調達	「障がい者就労施設等からの物品等調達方針」を定め、可能な範囲で障がい者就労継続支援事業所等への発注に努めます。	全庁

（３）社会参加の促進

現状と課題

障がい者の自立を実現するためには、社会・経済・文化活動などあらゆる分野の社会活動において参加や利便性が配慮されていることが重要となります。

また、障がいのある方に配慮したスポーツやレクリエーション等のイベントの実施、作品の展示機会の創出など、社会活動参加の機会拡大のための支援なども必要となります。

当村では村営バス乗車券の交付やむらびと交通の利用支援など、障がい者の外出や移動への支援を行っているほか、コミュニケーションへの支援のため手話通訳者、要約筆記者の派遣を行っています。

また、個人や団体が企画するイベントや催しを主催する際には、障がい者のサポートを行うなど、社会参加しやすい環境づくりに努めています。

今後も、生涯学習やスポーツ・文化活動に参加しやすい環境の整備や機会の提供とともに、障がい者への情報提供を継続することが必要です。

①外出や移動への支援

【取組の方向】

○ 障がい者の社会参加や経済的な負担の軽減を図るため、各種助成策を講じます。

【具体的な取組】

取組	内　　容	担当課
村営バス乗車券の交付	村営バスの乗車料金が無料又は割引となる乗車券を交付します。	福祉子育て支援課
むらびと交通の利用支援	障害者手帳所持者や65歳以上の高齢者とその付き添いの人が利用できる「むらびと交通（予約型乗り合いタクシー）」の利用手続き等に対する支援を行います。	建設課
福祉ハイヤー助成事業	日常の利便性を促進し、生活圏の拡大を図ることを目的として、一定の要件を満たす身体障がい者及び知的障がい者に対し、占冠村福祉ハイヤー乗車券給付要綱に基づき、基本料金10回分の乗車券を交付します。	福祉子育て支援課
じん臓機能障がい者通院交通費補助	在宅での生活を支援するため、じん臓機能障がい者に対し、人工透析療法により医療の給付を受けるための通院に要した交通費を助成します。	福祉子育て支援課
移送サービス（在宅福祉推進事業）	村外への医療機関等への入退院や通院が困難な者に対し、移送サービス事業を行います。	福祉子育て支援課
移動支援事業（地域生活支援事業）	屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行います。	福祉子育て支援課
公共交通空白地有償運送サービス	バスやタクシー等の公共交通機関において、障がい者に対する十分な輸送サービスが確保できない場合、登録会員などを対象に社会福祉協議会が有償で個別輸送サービスを行います。（実施主体：社会福祉協議会）	福祉子育て支援課

②スポーツ・文化活動等の推進

【取組の方向】

○ 障がいのある人もない人もともに参加することを基本に、生涯学習、芸術・文化活動、スポーツ、レクリエーションなど多様な社会参加への支援と機会の創出に努めます。

【具体的な取組】

取組	内　　容	担当課
スポーツ活動への支援	占冠村身体障害者福祉協会のスポーツ大会への参加に対し、バスを配車し、参加体制への支援協力を行います。	福祉子育て支援課
文化活動等の推進	教育委員会が主催する自主創造プログラム事業などを活用し、学習や文化活動等の機会拡大、参加を促進します。	福祉子育て支援課 教育委員会

③コミュニケーションへの支援

【取組の方向】

○ 情報収集・利用などに大きな支障のある聴覚障がいや視覚障がいのある人に対して、コミュニケーション手段の確保と情報利用の円滑化を進めます。

【具体的な取組】

取組	内　　容	担当課
意思疎通支援事業（地域生活支援事業）	聴覚、言語障がいなど、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に対し、手話通訳者、要約筆記者の派遣を行います。	福祉子育て支援課
手話奉仕員養成事業（地域生活支援事業）	富良野圏域５市町村の共同により、手話奉仕員養成事業を取り組みます。	福祉子育て支援課

基本目標３　支え合う地域づくりの推進

（１）福祉意識の醸成

現状と課題

障がいのある方が、地域で住み続けていくためには、地域住民の理解や支援が重要です。

当村では、障がいや疾病等に対する理解の促進については、主に広報紙やホームページを活用した情報発信を行っているものの、情報が浸透しているとはいえない状況にあります。今後も、障がいや障がい者に関する情報発信を継続していくだけでなく、情報の表現方法の工夫や、媒体の多様化などを進めていくことが必要とされています。

①啓発・広報活動の推進

【取組の方向】

○ 障がいや障がい者に対する偏見をなくし、理解を深めていくよう、継続的に普及・啓発を行います。

【具体的な取組】

取組	内　　容	担当課
広報による啓発活動	広報紙に障がい福祉関連の事業や制度、行事、福祉サービス等を掲載し、障がい者に対する理解や啓発活動を行います。	福祉子育て支援課
「障害者週間」の啓発推進	12月3日から12月9日までの「障害者週間」などにおいて、啓発・広報活動の充実に努めます。	福祉子育て支援課

②福祉活動の推進

【取組の方向】

○ 学校における福祉教育を通じて、福祉の心の醸成を図ります。

○ 障がい者福祉を担う団体への支援を行うとともに、ボランティアを通じた福祉活動の促進を図ります。

【具体的な取組】

取組	内　　容	担当課
学校教育における福祉教育の充実	総合的な学習の時間などを活用し、福祉に関する講話や施設での体験などを通じて福祉教育を推進します。	教育委員会
ふれあい広場への参加・協力	ノーマライゼーション思想を普及し、ともに支え合う地域福祉を推進する目的で占冠村社会福祉協議会が主催し、毎年開催している「ふれあい広場」への参加・協力を継続します。	福祉子育て支援課
ボランティア活動の促進	村内の各種ボランティアサークル、婦人団体等の協力を得ながら、地域で支え合う体制づくりに努めます。	福祉子育て支援課
障がい者団体への支援	占冠村身体障害者福祉協会では様々な交流事業を行っており、今後も自主的活動に対する支援を行います。 また、障がい者関係団体やサークル等への協力を行います。	福祉子育て支援課

（２）権利擁護の推進

現状と課題

平成28年４月１日から障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした障害者差別解消法が施行され、不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供が求められることになりました。

アンケート結果からも分かるように、当村においては残念ながら障がい者の偏見や差別意識の解消には至っていないのが現状です。

今後、さらに人権・権利擁護を推進していくためには、地域及び当事者の人権・権利に対する意識を啓発するとともに、法律の周知を継続することが必要です。

また、家族の高齢化に伴い、障がい者の成年後見制度のニーズは高まってくると考えられるため、分かりやすい制度の説明や周知が課題となります。

①差別及び虐待防止の推進

【取組の方向】

○ 差別禁止を周知するとともに、虐待の通報があった場合には関係機関等と連携して対応を行います。

【具体的な取組】

取組	内　　容	担当課
人権に関する相談支援	役場窓口や人権擁護委員を中心に人権に関する相談支援を行います。 また、毎年６月１日に「特設人権相談所」を開設し、住民からの相談に無料で対応します。	福祉子育て支援課

取組	内　　容	担当課
虐待防止と差別解消の周知・啓発	障がいのある人に対する虐待防止や差別解消のため、関係者に対する意識啓発や地域での啓発に取り組みます。	福祉子育て支援課
虐待防止の推進	関係機関との連携により、虐待の予防や早期発見、早期対応を行う体制づくりに努めます。	福祉子育て支援課

②制度の周知と利用促進

【取組の方向】

○ 判断能力が不十分な障がい者を支援する制度である成年後見制度や日常生活自立支援事業などの周知啓発を図るとともにその利用促進に努めます。

【具体的な取組】

取組	内　　容	担当課
成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業）	成年後見制度の申し立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。	福祉子育て支援課
成年後見制度等の普及促進	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の成年後見制度の利用の促進を図るため、成年後見制度利用促進法に伴う中核機関の設置に向けた検討を進めます。	福祉子育て支援課
日常生活自立支援事業への支援	生活支援員が訪問して、日常生活の心配ごと、困りごとの相談を受けながら福祉サービス利用の手続きや日常生活費の管理などの援助を行う日常生活自立支援事業への側面的支援を行います。（実施主体：社会福祉協議会）	福祉子育て支援課

（３）生活安全の確保

現状と課題

だれもが安全で快適に生活できる福祉のむらづくりを推進し、住まいや公共的施設、交通機関、歩行空間などのバリアフリー化を図る必要があります。

障がい者に優しい環境は、だれにとっても暮らしやすい環境であることを認識することが大切です。

また、近年は全国各地で風水害等の発生により、災害対策は全ての人にとって重要な関心事となっています。特に障がい特性のために災害発生時の避難や避難所での生活に支障のある障がい者は、障がいのない方よりも大きな不安を抱えていることが多く、障がいに配慮した防災対策が課題となっています。

当村では占冠村地域防災計画に基づき、障がい者や高齢者といった避難行動要支援者への情報伝達や避難方法を定めるとともに、避難行動要支援者の把握に努めています。

防犯に関しては、障がいのある人が悪質商法等による消費者被害に遭うケースがあることから、障がいのある人やその家族に対して啓発活動を行い、被害を未然に防ぐことが必要です。

①バリアフリー化の推進

【取組の方向】

○ 障がい者が住み慣れた地域で生活をし、一層の社会参加に資するため、ユニバーサルデザインのむらづくりの推進に努めます。

○ 公共施設におけるスロープ、手すりの設置などのバリアフリー化に努めます。

【具体的な取組】

取組	内　　容	担当課
公共施設等のバリアフリー化	障がい者の安全や生活の利便性、快適性の向上を図り、社会参加を促進するため、村全体のバリアフリー化を推進します。 また、行政内部から民間事業者まで、全ての村民に対し、あらゆる媒体や機会を通じて「北海道福祉のまちづくり条例」等の普及・啓発に努めます。	建設課

②防犯・防災対策等の推進

【取組の方向】

○ 障がいのある人を災害から守るため、関係機関との連携を強化し、地域ぐるみで障がいのある人を支援する体制を整備するとともに、地域に根ざした日常的な防災活動を推進します。

○ 犯罪を未然に防止するため、障がいのある人やその家族への啓発を行うとともに、関係機関との連携を図ります。

【具体的な取組】

取組	内　　容	担当課
防犯対策の強化充実	詐欺行為や悪質商法などの被害防止に係る情報提供を行うとともに、障がい者を犯罪から守るため、地域ぐるみの防犯活動の強化に努めます。	福祉子育て支援課
災害時の対応	災害時など緊急時の対応については、福祉子育て支援課で対応が必要な高齢者や障がい者の把握を日常的に行い、避難誘導体制や安否確認体制の強化に努めます。	福祉子育て支援課
避難所対策の充実	村内に整備されている「占冠村保健福祉センター ノンノ」は、障がい者へのケアを行うことができる福祉避難所として指定されます。福祉避難所について障がい者に対し周知徹底に努めます。 また、災害発生時、避難所において、障がい者等の健康状態の把握に努めます。	福祉子育て支援課
緊急通報システムの整備	安否確認・緊急時対応を図るため、高齢者や障がい者世帯に緊急通報システムを設置します。	福祉子育て支援課
防犯対策の強化充実	詐欺行為や悪質商法などの被害防止に係る情報提供を行うとともに、障がい者を犯罪から守るため、地域ぐるみでの防犯活動の強化に努めます。	福祉子育て支援課
感染症対策の推進	障がい者をはじめ村民に感染症対策に関する情報提供を行います。また、村内の公共施設における感染症対策を推進します。	住民課

Ⅲ　第６期障がい福祉計画・
第２期障がい児福祉計画

第１章　計画の基本的事項

１．障がい福祉サービスに関する基本的考え方

（１）サービス提供基盤の整備

当村における障がい福祉サービス提供事業者はありませんが、家庭や日中活動の様々な場面において、障がい者のニーズや生活の困難さ、障がいの状況に応じたきめ細かなサービスが提供できるよう、富良野圏域他市町との連携により障がい福祉サービスの確保に努めます。

（２）障がい者の就労の促進

障がい者が、障がいの軽重にかかわらず、社会に参加し、収入を得て、生きがいを持てるようにするため、一人ひとりのニーズや個々の障がいの特性に配慮し、障がい福祉施設から一般就労への移行や福祉的就労の拡大に努めます。

（３）グループホーム等及び地域生活支援拠点が有する機能の充実

村内にグループホーム等がないことから、村外事業所に頼らざるを得ない現状にありますが、施設入所や入院から地域生活への円滑な移行を推進するため、利用者が地域生活に移行する際はその後の生活支援も見据え、必要なサービス確保に向けた支援及び広域による地域生活支援拠点の機能充実に努めます。

２．相談支援に関する基本的考え方

障がい者、とりわけ、重度の障がいである人々が、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

このため、ケアマネジメントの充実など、適切な相談支援が実施できる体制の整備を図ります。さらに、相談支援事業を効果的に実施するため、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる「富良野地域自立支援協議会」において、関係機関との連携強化と情報共有を図ります。

３．精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいのある人に対応した地域包括ケアシステムを構築するため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、課題の検討、情報共有を行います。

４．障がい児支援の提供体制の確保

障がいのある子ども及びその家族に対する支援は、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

そのため、児童発達支援や放課後等デイサービスなど障害児通所支援サービスの整備を推進するとともに、障がい児支援サービスを利用する際の情報提供や利用計画作成の支援を行う障害児相談支援サービスの充実を図ります。

また、重症心身障害児や医療的ケア児が適切な支援を受けられるための体制の確保に努めます。

第２章　令和５年度の成果目標

１．福祉施設の入所者の地域生活への移行

項　　目		数値	国の基本指針
実績値	令和元年度末の施設入所者数（Ａ）	１人	目標設定の基準値
目標値	令和５年度までの地域生活移行者数（Ｂ）	０人	（Ａ）のうち６％以上が地域生活に移行することを基本とする。
	令和５年度までの削減見込（Ｃ）	０人	（Ａ）のうち 1.6％以上削減することを基本とする。

２．精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項　　目		令和３年度	令和４年度	令和５年度
目標値	保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	１回	１回	１回
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	４人	４人	４人
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	１回	１回	１回

３．地域生活支援拠点が有する機能の充実

項　　目		令和３年度	令和４年度	令和５年度
目標値	地域生活支援拠点※3の機能の充実のための運用状況の検証及び検討の機会	１回	１回	１回

※3 地域生活支援拠点
　障がいのある人の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点で、相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくりの機能が求められます。

４．福祉施設から一般就労への移行等

（１）福祉施設から一般就労への移行者数

項　　目		数値	国の基本指針
実績値	令和元年度の一般就労者数（A）	０人	目標設定の基準値
目標値	令和５年度の年間一般就労移行者数（B）	０人	（A）の 1.27 倍以上が一般就労へ移行することを基本とする。

（２）就労移行支援事業所から一般就労への移行者数

項　　目		数値	国の基本指針
実績値	令和元年度の一般就労者数（A）	０人	目標設定の基準値
目標値	令和５年度の年間一般就労移行者数（B）	０人	（A）の 1.30 倍以上が一般就労へ移行することを基本とする。

（３）就労継続支援事業（A型）から一般就労への移行者数

項　　目		数値	国の基本指針
実績値	令和元年度の一般就労者数（A）	０人	目標設定の基準値
目標値	令和５年度の年間一般就労移行者数（B）	０人	（A）の 1.26 倍以上が一般就労へ移行することを基本とする。

（４）就労継続支援事業（B型）から一般就労への移行者数

項　　目		数値	国の基本指針
実績値	令和元年度の一般就労者数（A）	０人	目標設定の基準値
目標値	令和５年度の年間一般就労移行者数（B）	０人	（A）の 1.23 倍以上が一般就労へ移行することを基本とする。

５．障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針において、障がい児支援の提供体制の整備として市町村には下記の目標が設定されています。

１	重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
２	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
３	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実に関しては、本村単独での設置は難しいため、圏域における周辺市町との連携により支援を行うこととします。

また、重症心身障害児及び医療的ケア児への支援に関しては、保護者の意向を勘案しながら圏域における関係機関との連携により対応を行います。

６．地域の相談体制の充実・強化

項　　目		令和３年度	令和４年度	令和５年度
目標値	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	０件	０件	０件
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	０件	０件	０件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	３回	３回	３回

７．障がい福祉サービスの質の向上のための取組

（１）障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

項　　目		令和３年度	令和４年度	令和５年度
目標値	都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修、その他の研修への市町村職員の参加人数	２人	２人	２人

（２）障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

項　　目		令和３年度	令和４年度	令和５年度
目標値	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	有	有	有
	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する回数	１回	１回	１回

第３章　サービスの見込量と確保方策

１．障がい福祉サービスの見込量と確保方策

令和５年度の目標値の実現に向けて、令和３年度から令和５年度の各年度における障がい福祉サービス及び相談支援の各サービス見込量を設定し、その確保に努めます。

■障がい福祉サービスの体系

- （１）訪問系サービス
  - ①居宅介護（ホームヘルプ）
  - ②重度訪問介護
  - ③行動援護
  - ④同行援護
  - ⑤重度障害者等包括支援
- （２）日中活動系サービス
  - ①生活介護
  - ②自立訓練（機能訓練）
  - ③自立訓練（生活訓練）
  - ④宿泊型自立訓練
  - ⑤就労移行支援
  - ⑥就労継続支援（Ａ型）
  - ⑦就労継続支援（Ｂ型）
  - ⑧就労定着支援
  - ⑨療養介護
  - ⑩短期入所（福祉型）
  - ⑪短期入所（医療型）
- （３）居住系サービス
  - ①自立生活援助
  - ②共同生活援助（グループホーム）
  - ③施設入所支援
- （４）相談支援
  - ①計画相談支援
  - ②地域移行支援
  - ③地域定着支援

（１）訪問系サービス

①サービスの概要

サービス名	サービスの概要
居宅介護 （ホームヘルプ）	障がい者の自宅で、入浴・排泄・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。
重度訪問介護	障がい者の自宅で入浴・排泄・食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	障がい者が行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。
同行援護	外出時に同行し、移動時及びそれに伴う外出先の援護（視覚的情報の支援、排泄・食事などの介護）を行います。
重度障害者等包括支援	対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等を踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障がい福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等）を包括的に提供します。

②サービスの利用実績

訪問系サービスは平成30年度から令和２年度までの３年間で利用実績はありませんでした。

区　　分	単位	平成30年度	令和元年度	令和２年度
居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援	実利用者数（人）	0	0	0
	利用量（時間）	0	0	0

※月間の実利用者数及び１人あたりの利用量、令和２年度は見込み。

③サービスの見込量と確保方策

○ 審査会の意見や障害支援区分等を勘案し、必要なサービスの提供に努めます。

○ 利用者自身が自らの障がいの状況等に合った事業所を選択できるよう、事業者情報の提供を行います。

○ 質の高いサービスを確保するため、圏域他市町のサービス事業者との連携を一層強化し、サービスの質の維持・向上に取り組みます。

	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援	実利用者数（人）	0	0	0
	利用量（時間）	0	0	0

※月間の実利用者数及び１人あたりの利用量。

（２）日中活動系サービス

①サービスの概要

サービス名	サービスの概要
生活介護	障がい者支援施設などにおいて、入浴、排泄及び食事等、援助を必要とする障がい者に、主として昼間に家事並びに生活等に関する相談や助言、日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会など、身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。
療養介護	医療機関で機能訓練、医療上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
自立訓練（機能訓練）	障がい者支援施設等又は自宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等の支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	障がい者支援施設等又は自宅を訪問して行う入浴、排泄及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
宿泊型自立訓練	居室その他の設備を利用させ、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談支援等を行います。
就労移行支援	一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（Ａ型）	適切な支援により雇用契約等に基づき就労する方に、生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援（Ｂ型）	生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人に、障がいのある方との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
短期入所（福祉型）	居宅で介護を行う人が疾病等で介護ができない場合に、対象となる障がいのある方・障がいのある児童に、障がい者支援施設等に短期間入所してもらい、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
短期入所（医療型）	病院、診療所等において、短期間、入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。

②サービスの利用実績

日中活動系サービスの中では、平成30年度から令和２年度までの３年間で生活介護、宿泊型自立訓練、就労継続支援（Ｂ型）の利用がありました。また、就労継続支援（Ａ型）は令和２年度からの利用となっています。

区　　分	単位	平成30年度	令和元年度	令和２年度
療養介護	利用者数（人）	0	0	0
生活介護	利用者数（人）	2	2	2
	利用量（人日）	19	21	21
自立訓練（機能訓練）	利用者数（人）	0	0	0
	利用量（人日）	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	利用者数（人）	0	0	0
	利用量（人日）	0	0	0
宿泊型自立訓練	利用者数（人）	1	1	1
	利用量（人日）	26	30	28
就労移行支援	利用者数（人）	0	0	0
	利用量（人日）	0	0	0
就労継続支援（Ａ型）	利用者数（人）	0	0	1
	利用量（人日）	0	0	22
就労継続支援（Ｂ型）	利用者数（人）	5	5	5
	利用量（人日）	16	16	13
就労定着支援	利用者数（人）	0	0	0
短期入所（福祉型）	利用者数（人）	0	0	0
	利用量（人日）	0	0	0
短期入所（医療型）	利用者数（人）	0	0	0
	利用量（人日）	0	0	0

※月間の利用者数及び１人あたりの利用量、令和２年度は見込み。

③サービスの見込量と確保方策

○ 過去３年間の利用実績から令和３年度以降の各サービスの利用量を見込みました。
○ 生活介護、就労継続支援（Ａ型）、就労継続支援（Ｂ型）は現在のサービス利用が今後も継続されると見込んでいます。
○ 短期入所（福祉型）は令和３年度に一時的に利用があると見込んでいます。
○ サービス事業者と連携し、サービス提供体制の確保に努めます。

区　　分	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
療養介護	利用者数（人）	0	0	0
生活介護	利用者数（人）	4	4	4
	利用量（人日）	16	16	16
自立訓練（機能訓練）	利用者数（人）	0	0	0
	利用量（人日）	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	利用者数（人）	0	0	0
	利用量（人日）	0	0	0
宿泊型自立訓練	利用者数（人）	0	0	0
	利用量（人日）	0	0	0
就労移行支援	利用者数（人）	0	0	0
	利用量（人日）	0	0	0
就労継続支援（Ａ型）	利用者数（人）	1	1	1
	利用量（人日）	22	22	22
就労継続支援（Ｂ型）	利用者数（人）	4	4	4
	利用量（人日）	16	16	16
就労定着支援	利用者数（人）	0	0	0
短期入所（福祉型）	利用者数（人）	1	0	0
	利用量（人日）	3	0	0
短期入所（医療型）	利用者数（人）	0	0	0
	利用量（人日）	0	0	0

※月間の利用者数及び１人あたりの利用量。

（３）居住系サービス

①サービスの概要

サービス名	サービスの概要
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する人に対して、一定の期間にわたり定期的な巡回訪問や随時の対応により、その人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助（グループホーム）	地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者につき、主に夜間に相談、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の世話を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排泄及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

②サービスの利用実績

居住系サービスは、平成30年度から令和２年度までの３年間で共同生活介護（グループホーム）が４人、施設入所支援が１人の利用がありました。

区　　分	単位	平成30年度	令和元年度	令和２年度
自立生活援助	利用者数（人）	0	0	0
共同生活援助（グループホーム）		4	4	4
施設入所支援		1	1	1

※月間の利用者数、令和２年度は見込み。

③サービスの見込量と確保方策

○ 施設入所支援は現在のサービス利用が継続されると見込んでいますが、共同生活援助（グループホーム）は利用が伸びると見込んでいます。

○ 地域生活に移行する要件として住まいの確保は重要な役割を担っており、特に精神障がいや知的障がいのある方の住まいの確保は多くの自治体での課題となっています。

○ 当村では、村内に居住施設を有しないため、圏域市町と連携を図りながら質の高いサービスの提供促進に取り組みます。

区　　分	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
自立生活援助	利用者数（人）	0	0	0
共同生活援助（グループホーム）		4	5	5
施設入所支援		1	1	1

※月間の利用者数。

（４）相談支援サービス

①サービスの概要

サービス名	サービスの概要
計画相談支援	支給決定を行う際にサービス利用計画を作成するとともに、一定期間後においてサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。
地域移行支援	住居の確保やその他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に対する相談や緊急訪問、緊急対応等の支援を行います。

②サービスの利用実績

計画相談支援は11人の利用実績で推移しましたが、地域移行支援、地域定着支援の利用実績はありませんでした。

区　　分	単位	平成30年度	令和元年度	令和２年度
計画相談支援	実利用者数（人）	6	6	6
地域移行支援		0	0	0
地域定着支援		0	0	0

※月間の実利用者数、令和２年度は見込み。

③サービスの見込量と確保方策

○ 計画相談支援は６人の実利用者数を見込んでいます。

○ 村外の指定特定相談支援事業所と連携し、サービス提供体制の確保を図ります。

区　　分	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
計画相談支援	実利用者数（人）	6	6	6
地域移行支援		0	0	0
地域定着支援		0	0	0

※月間の実利用者数。

２．障がい児福祉サービスの見込量と確保方策

令和５年度の目標値の実現に向けて、令和３年度から令和５年度の各年度における児童福祉法に基づくサービス及び障害児相談支援の各サービス見込量を設定し、その確保に努めます。

■障がい児福祉サービスの体系

- （１）障害児通所支援
  - ①児童発達支援
  - ②医療型児童発達支援
  - ③放課後等デイサービス
  - ④保育所等訪問支援
  - ⑤居宅訪問型児童発達支援
- （２）障害児入所支援
  - ①福祉型障害児入所施設（北海道が見込量と確保方策を設定）
  - ②医療型障害児入所施設（北海道が見込量と確保方策を設定）
- （３）障害児相談支援
  - ①障害児相談支援

（１）障害児通所支援

①サービスの概要

サービス名	サービスの概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の取得、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の取得、集団生活への適応訓練などの支援・治療を行います。
放課後等デイサービス	放課後や、土日祝日などの学校休業日、夏休み、冬休みなどの長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を続けることにより、障がい児の自立促進、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対し、自宅を訪問して日常生活における基本的な動作や知識技能習得等の発達支援を行います。

②サービスの利用実績

障害児通所支援は、児童発達支援で５人の利用実績がありました。

サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和２年度
児童発達支援	利用者数（人）	5	5	5
	利用量（人日）	2	2	2
医療型児童発達支援	利用者数（人）	0	0	0
	利用量（人日）	0	0	0
放課後等デイサービス	利用者数（人）	0	0	1
	利用量（人日）	0	0	1
保育所等訪問支援	利用者数（人）	0	0	0
	利用量（人日）	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	利用者数（人）	0	0	0
	利用量（人日）	0	0	0

※月間の利用者数及び１人あたりの利用量、令和２年度は見込み。

③サービスの見込量と確保方策

○ 児童発達支援は利用者の年齢とともに利用者数は減少すると見込んでいますが、乳幼児健診や各種相談業務等においてサービスを必要とする児童の把握を行い、早期のサービス利用につなげるよう努めます。

○ 富良野圏域のサービス提供事業所と連携を図り、サービス提供体制の確保を図ります。

サービス種別	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
児童発達支援	利用者数（人）	4	2	1
	利用量（人日）	4	4	4
医療型児童発達支援	利用者数（人）	0	0	0
	利用量（人日）	0	0	0
放課後等デイサービス	利用者数（人）	1	1	1
	利用量（人日）	2	2	2
保育所等訪問支援	利用者数（人）	0	0	0
	利用量（人日）	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	利用者数（人）	0	0	0
	利用量（人日）	0	0	0

※月間の利用者数及び１人あたりの利用量。

（２）障害児相談支援

①サービスの概要

サービス名	サービスの概要
障害児相談支援	障がいのある児童が障害児通所支援を利用する前に、障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

②サービスの利用実績

児童発達支援の利用者により障害児相談支援の利用がありました。

サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和２年度
障害児相談支援	実利用者数（人）	５	５	５

※月間の実利用者数、令和２年度は見込み。

③サービスの見込量と確保方策

○ 児童発達支援の利用者数減少に伴い、障害児相談支援の利用者数も減少すると見込んでいます。

○ 富良野圏域のサービス提供事業所と連携を図り、サービス提供体制の確保を図ります。

サービス種別	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
障害児相談支援	実利用者数（人）	４	２	１

※月間の実利用者数。

３．地域生活支援事業の見込量と確保方策

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立した日常生活又は、社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施する支援事業です。

地域生活支援事業には、必須事業と任意事業（その他の事業）があります。

■地域生活支援事業の体系

- （１）必須事業
  - ①理解促進研修・啓発事業
  - ②自発的活動支援事業
  - ③相談支援事業
  - ④成年後見制度利用支援事業
  - ⑤成年後見制度法人後見支援事業
  - ⑥意思疎通支援事業
  - ⑦日常生活用具給付等事業
  - ⑧手話奉仕員養成研修事業
  - ⑨移動支援事業
  - ⑩地域活動支援センター事業
- （２）任意事業
  - ①日中一時支援事業
  - ②生活サポート事業

（１）必須事業

①事業の概要

事業名	事業の概要
理解促進研修・啓発事業	障がい者が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障がい者、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
相談支援事業	障がい者、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障がい者又は精神障がい者に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費の全て又は一部について補助を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行います。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	障がい者に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

②事業の実績

相談支援事業については全ての事業を実施してきたほか、主に日常生活用具給付等事業及び移動支援事業の実績がありました。

事業名称	単位	平成30年度	令和元年度	令和２年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	未実施	未実施	未実施
自発的活動支援事業	実施有無	未実施	未実施	未実施
相談支援事業		―		
障害者相談支援事業	実施箇所数（箇所）	1	1	1
基幹相談支援センター	設置有無	設置	設置	設置
市町村相談支援事業機能強化事業	実施有無	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施有無	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業	延利用者数（人）	1	0	0
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	未実施	未実施	未実施
意思疎通支援事業		―		
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者数（人）	0	0	0
手話通訳者設置事業	設置者数（人）	0	0	0
日常生活用具給付等事業		―		
介護･訓練支援用具	給付件数（件）	0	0	0
自立生活支援用具	給付件数（件）	0	0	0
在宅療養等支援用具	給付件数（件）	0	0	1
情報･意思疎通支援用具	給付件数（件）	0	1	0
排泄管理支援用具	給付件数（件）	36	24	24
居宅生活動作補助用具（住宅改修）	給付件数（件）	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業	登録者数（人）	0	0	0
移動支援事業	実利用者数（人）	1	1	0
	利用量（時間/年）	18	19	0
地域活動支援センター（村内）	設置数（箇所）	0	0	0
	実利用者数（人）	0	0	0
地域活動支援センター（村外）	設置数（箇所）	1	1	1
	実利用者数（人）	1	0	0

※日常生活用具給付等事業は年あたりの件数、令和２年度は見込み。

③事業の見込量と確保の方策

これまで実施してきた事業については、平成30年度から令和２年度までの利用実績及び障がい者数の推移に基づいて見込んでいます。

新規事業については、当村におけるこれまでの類似事業の実施実績や、障がい者のニーズ、障がい者施策の方向性を考慮して見込んでいます。

事業名称	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	未実施	未実施	実施
自発的活動支援事業	実施有無	未実施	未実施	実施
相談支援事業		―		
障害者相談支援事業	実施箇所数（箇所）	1	1	1
基幹相談支援センター	設置有無	設置	設置	設置
市町村相談支援事業機能強化事業	実施有無	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施有無	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業	延利用者数（人）	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	未実施	未実施	未実施
意思疎通支援事業		―		
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者数（人）	1	1	1
手話通訳者設置事業	設置者数（人）	0	0	0
日常生活用具給付等事業		―		
介護･訓練支援用具	給付件数（件）	1	1	1
自立生活支援用具	給付件数（件）	1	1	1
在宅療養等支援用具	給付件数（件）	1	1	1
情報･意思疎通支援用具	給付件数（件）	1	1	1
排泄管理支援用具	給付件数（件）	24	24	24
居宅生活動作補助用具（住宅改修）	給付件数（件）	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	登録者数（人）	1	1	1
移動支援事業	実利用者数（人）	3	3	3
	利用量（時間/年）	30	30	30
地域活動支援センター（村内）	設置数（箇所）	0	0	0
	実利用者数（人）	0	0	0
地域活動支援センター（村外）	設置数（箇所）	1	1	1
	実利用者数（人）	2	2	2

※日常生活用具給付等事業は年あたりの件数、令和２年度は見込み。

（２）任意事業

①事業の概要

事業名	事業の概要
日中一時支援事業	日中、一時的に障がいのある人等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を行います。
生活サポート事業	介護給付支給決定者以外で支援がないと生活に支障がある方に対し、日常生活支援や家事援助を行います。

②事業の実績

日中一時支援事業、生活サポート事業ともに平成30年度から令和２年度の間で利用実績はありませんでした。

事業名称	単位	平成30年度	令和元年度	令和２年度
日中一時支援事業	実利用者数（人）	0	0	0
	利用量（時間/年）	0	0	0
生活サポート事業	実利用者数（人）	0	0	0

※令和２年度は見込み。

③事業の見込量と確保の方策

これまで実施してきた事業については、平成30年度から令和２年度までの利用実績及び障がい者数の推移に基づいて見込んでいます。

新規事業については、当村におけるこれまでの類似事業の実施実績や、障がい者のニーズ、障がい者施策の方向性を考慮して見込んでいます。

事業名称	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
日中一時支援事業	実利用者数（人）	0	0	0
	利用量（時間/年）	0	0	0
生活サポート事業	実利用者数（人）	1	1	1

資料編

占冠村障がい者計画等策定委員会設置条例（平成18年占冠村条例第17号）

（目的）

第１条　占冠村障がい者計画及び占冠村障がい福祉計画の策定にあたり、村長が行う計画策定を円滑に進めるため、占冠村障がい者計画等策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（所管事項）

第２条　策定委員会は、村長の諮問に基づき必要な事項を審議し、村長に答申または意見を述べるものとする。

（組織）

第３条　策定委員会は、委員 10 名以内で組織する。

２　委員は、障がい者及び障がい者団体の推薦する者、保健医療福祉関係者、教育関係者、学識経験者、公募委員のうちから村長が委嘱する。

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱の日から３年以内の範囲で村長が定める。ただし、再任は妨げない。

２　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長、副会長）

第５条　策定委員会に委員の互選によって会長１名、副会長１名を置く。

２　会長は、策定委員会を代表し、議事その他必要な会務を総理する。

３　副会長は、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　会長は必要に応じて策定委員会を招集し、会議の議長となる。

２　策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

（庶務）

第７条　策定委員会の庶務は、福祉子育て支援課社会福祉担当が行う。

（その他）

第８条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は村長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 22 年３月 18 日条例第３号）

この条例は、平成 22 年４月１日から施行する。

附　則（平成 30 年３月 12 日条例第１号）

この条例は、平成 30 年４月１日から施行する。

占冠村障がい者計画等策定委員会名簿

（任期：令和２年10月26日～令和３年３月31日）

	区　分	役　職	氏　名	所　属
1	障がい者及び障がい者団体の推薦する者		伊 賀　　聰	占冠村身体障害者福祉協会会長
2	保健医療福祉関係者	委　員　長	三 橋　　英 臣	占冠村社会福祉協議会事務局長
3			藤 原　きみよ	知的障がい者相談員
4			矢 田　　智 子	占冠村保健師
5	教育関係者	副 委 員 長	八 木　　洋 幸	占冠村社会教育委員
6	公募委員		佐 藤　　玲 子	一般

計画策定経過

年月日	会議名等
令和２年６月～７月	障がい者福祉のためのアンケート調査実施
令和２年10月26日	第１回占冠村障がい者計画等策定委員会開催 〇計画策定の概要について 〇障がい者福祉のためのアンケート調査について
令和３年２月10日	第２回占冠村障がい者計画等策定委員会開催 〇計画書素案の審議
令和３年２月22日～ 令和３年３月８日	意見募集（パブリックコメント）の実施
令和３年３月17日	第３回占冠村障がい者計画等策定委員会開催（書面会議） 〇意見募集の結果について 〇計画書素案の確定について

障がい者計画（根拠法令）

障害者基本法（抜粋）

（障害者基本計画等）

第十一条　政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

２　都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

３　市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

４　内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、障害者政策委員会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

５　都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たつては、第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

６　市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たつては、第三十六条第四項の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

７　政府は、障害者基本計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

８　第二項又は第三項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

９　第四項及び第七項の規定は障害者基本計画の変更について、第五項及び前項の規定は都道府県障害者計画の変更について、第六項及び前項の規定は市町村障害者計画の変更について準用する。

障がい福祉計画（根拠法令）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）（抜粋）

（市町村障害福祉計画）

第八十八条　市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

２　市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二　各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

三　地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

３　市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一　前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二　前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

４　市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。

５　市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

６　市町村障害福祉計画は、児童福祉法第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

７　市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

８　市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

９　市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会（以下この項及び第八十九条第七項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

１０　障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。

１１　市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。

１２　市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第八十八条の二　市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（市町村障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

障がい児福祉計画（根拠法令）

児童福祉法（抜粋）

第三十三条の二十　市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

②　市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二　各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

③　市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一　前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二　前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

④　市町村障害児福祉計画は、当該市町村の区域における障害児の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。

⑤　市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。

⑥　市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

⑦　市町村障害児福祉計画は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

⑧　市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

⑨　市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

⑩　障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。

⑪　市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。

⑫　市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第三十三条の二十一　市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（市町村障害児福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害児福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

占冠村
第３期障がい者計画・
第６期障がい福祉計画・
第２期障がい児福祉計画

発行日　令和３年３月
発　行　占冠村
編　集　占冠村福祉子育て支援課

〒079-2201　北海道勇払郡占冠村字中央
電話：0167-56-2125（直通）　Fax：0167-56-2184